



憲政の本義を説いて

其有終の美を濟すの途を論ず

法學博士 吉 野 作 造

去年十二月一日より東京に開かれたる全國中學校長會議に於て、高田新文相が特に訓示を與へて立憲思想養成の急務を説きたる事と、水戸中學校長菊池謙二郎氏が起つて大隈内閣の居据りと立憲思想との關係の説明を求めて文相に肉薄した事とは、著しく世間の耳目を惹いた。訓示の一節に曰く。

(上略) 中等教育ニハ種々ノ方針アルベキモ、余ノ見解ヲ以テスレバ、立憲思想ノ養成ヲ刻下ノ急務ナリト信ズ。我國

ニ於テハ、憲法施行以來日尙淺ク、國民ノ憲政ニ通セサルコトハ過般ノ總選舉ニ於テ見ルニ明ナリ。立憲政治ノ運用ヲ愆マラサルト否トハ、國家ノ重大問題ナレバ、特ニ中等教育ノ任ニ當ルモノハ充分其點ニ關シ留意セラレンコトヲ希望ス(下略)。

從來歴代の文部當局者も中學校長會議に同様の訓示を發せし事之れまであつたか如何かは、予の明知せざる所なれども、多年野に在りて立憲思想鼓吹の必要を唱へ來りし高田氏の事なれば、今度

特に此點を力説高調して中學校長諸氏の注意を喚起したのは怪むに足らない。

之れ迄同じ様な機會に同じ様な訓示を發した事は假りに無いとしても、民間に於ける立憲思想の養成を必要とするの説は、決して新しきものではない。而して教育機關の協賛に依りて此思想を民間に普及する事が最も手短にして且最も有效なる方法なりといふ事も、實は餘程早くから認められて居つた。中學校教科課程の中に法制の一科を加へたのも此趣旨に基くのである。併し乍ら、之等の施設は果して其目的を達したであらうか。我國の憲政は其創設以來既に四半世紀の星霜を閲して居る。而かも其間憲政に對する國民の思想は何れだけ進歩したであらうか。今日此際文相の口より改まつて立憲思想養成の必要を聞くのは、偶々民論開拓の過去の努力の不成功を證明するものであるまいか。

何れにしても立憲思想の養成は今日仍ほ所謂

「刻下の急務」である。此點に於て予輩は全然高田文相と同感である。併し乍ら、口に言ふは甚だ易い。只問題は、如何にして立憲思想養成の目的を達すべきやである。幾度繰り返して其必要を絶叫しても、如何にせば果して能く此目的を達するか。具體的方法を示さずしては、折角訓令の主意を尤もと感じた教育家諸君も、イザとなつて手の着け様があるまい。然らば文部當局者は果して教育家の實地指南たるべき細目の成案を有つて居るのであらうか。

立憲思想養成の具體的方法の攻究は、立憲政治の正確なる理解を以て始まらねばならぬ。正確なる理解を基礎としては、決して適當なる方法の組み立てられやう筈はない。而して予は平素我國の所謂識者階級間に、立憲思想に關する理解の極めて不明瞭・不徹底なることを遺憾とする者である。高田文相は從來立憲思想の鼓吹と普及とは少からず盡力した人だと聞へて居つたが、菊

池水戸中學校長の直截なる質問に對しては、決して單純明快な答辯を與へられなかつた。予は之等高級の教養ある方々に向つてすら、今日仍ほ先づ憲政の本義そのものを説く必要ありとの感を深うしたのである。

「國民ノ憲政ニ通セサル事ハ過般ノ總選舉ニ於テ見ル」も明であるが、然し憲政の何たるやに通ぜざるは、獨り一般下級の國民ばかりではない。上級の所謂識者階級亦然りである。立憲思想と全然相容れざる專制的議論は、今日屢々公然として在朝在野の政客の口に上るを見るではないか。一國文化の指導者たるべき識者にして猶且憲政に對する不正確なる理解に甘んずとせば、如何に一般國民の思想を鞭撻しても憲政有終の美を濟すことは出來ぬ。斯くて今日は、上下一般に向つて最も率直に、最も大膽に、最も徹底的に立憲政治の眞義を説くべき時ではあるまいか。

是れ予が自ら揣らず、敢て茲に憲政の本義に關

する愚見を披瀝して大方の叱正を乞はんとする所以である。

序 言

憲政のよく行はるゝと否とは、一つには制度並びに其運用の問題であるが、一つには又實に國民一般の智德の問題である。蓋し憲政は國民の智德が相當に成育したといふ基礎の上に建設せらるべき政治組織である。若し國民の發達の程度が尙未だ低ければ、「少數の賢者」即ち「英雄」に政治上の世話を頼むといふ所謂專制政治若くは貴族政治に甘んずるの外はない。故に立憲政治を可とするや、貴族政治を可とするやの問題の如きも、素と國民の智識道徳の程度如何によつて定まる問題で、國民の程度が相當に高いのに貴族政治を維持せんとするの不當なるが如く、國民の程度甚だ低きに拘らず強て立憲政治を行はんとするの希望も亦適當ではない。然しながら近代の諸國に於ては、二三の例外は無論あるが、概して國民の智德は相當の高度の發

達を遂げて居ること云ふを俟たない。中にはそれ程でないものもあるけれども、少くとも其中の少からざる一部分に高度の發達を遂げたものが必ず存在するが故に、之等の人々を通じて、所謂民權思想といふものは何れの國に於ても頗る發達を遂げて居る。随つて今日は高度の文明を有つて居る國に於ては勿論の事、それ程でない國に於ても、專制的貴族政治は到底引續き行はるゝことを得ないといふ狀況に定まつた。國民一般の發達の程度未だ立憲政治に適すべくも見えないやうな國に於ても、世界の大勢に押されて貴族政治は最早其命脈を保ち得ざる有様である。して見ると、此等の國に於ては、立憲政治を行ふに時機尙やゝ早きの嫌ありとしても、今日之を行はねばならぬといふ勢に迫られて居る。而して是れ實に世界の大勢にして今更反抗し得べからずとすれば、世の先覺者たる者は、須らく一方には憲政の創設確立に盡力すると共に、他方には進んで國民教導の任に當つて、一日も早く一般國民をして憲政の運用に堪ふるものたらしめんことを努むべ

きである。之を努めずんば、假令一方に於て立憲政體の形式極めて完備すと雖も、他方其運用は決して圓滿完全なるを得ない。故に憲政有終の美を濟すの根本の要件は、殊に政治上の後進國に於ては、國民一般に對する智徳の教養を第一とする。而してこの國民智徳の教養といふことは、實は一朝一夕の事業ではない。顧みて我國の狀態を思ふに、吾人は國民の準備未だ整はざるに早く憲政を施行したるが故に、今や破綻百出、經世の志ある者をして日暮れ途遠しの感を抱かしむるのである。が、然しながら、今更針路を逆轉して昔の專制時代に復へることも出来ない。然らば吾々は益々奮つて改善進歩の途を講ずるより外致方が無い。而して之が爲めには、常に政治家ばかりではない、實に又教育家・宗教家其他社會各方面の識者の共同努力に俟つこと極めて大なるものがあるのである。

同じく立憲政治の稍々完全なる形式を備へながら、國民智徳の高いと低いとの差に依つて、憲政の運用上兩極端の現象を呈して居るものは、北米合衆國と墨西哥

哥とである。此兩國は新大陸に於て南北相隣して居る
 丈、其對象の色彩が極めて著しい。北米合衆國は、云
 ふまでもなく憲政の運用に最もよく成功し、物質的方
 面に於ても精神的方面に於ても、今日國運の興隆頗る
 目覺ましいものがある。一部の人は亞米利加の最近の
 政治は、國民中の多數を占むる勞働者其他の下層階級
 の專恣に媚び段々に政治の質が下落したといふ。けれ
 ども之は全然誤りである。政治家が勞働者の意思に迎
 合するの傾向あるは事實に相違ない。全く勞働者の意
 を迎へずしては、政治家として到底其志を伸ぶること
 は出来ないやうである。併し乍ら亞米利加の政治家は
 徒らに勞働者に迎合するもののみではない。彼等は勞
 働者の投票によつて志を伸べんとするものであるけれ
 ども、他の一方に於ては又勞働者の友となり勞働者の
 先覺者となつて、其精神的指導者たらんとするの抱負
 を有するものである。亞米利加の政治家は、形式的に
 は勞働者の僕なれども、實質的に於ては勞働者の指導
 的精神である。勞働者も亦、形式的には政治家を役し

て我が用をなさしむるけれども、精神的には政治家の
 人格言論を理解し判斷し、其最良なる者に聽從して自
 家の立脚地を定むる丈けの見識を有つて居る。されば
 こゝ勞働者の勢力を占めて居る國でありながら、ルー
 ズヴェルトの如き又ウィルソンの如き曠世の英雄が國
 家最高の地位に擧げらるゝのである。我々は、亞米利
 加の最近の政治に於て決して憲政の失敗を認むること
 は出来ないのである。之に反して墨西哥の方は如何と
 いふに、近年新聞紙上にあらはるゝ電報に依つても明
 白なるが如く、年が年中紛亂を重ね、國民は爲めに非
 常な塗炭の苦みを嘗めて居る。願れば墨西哥は建國以
 來殆ど變亂の絶えたことはない。此國が西班牙から獨
 立したのは今より約百年の昔であるが、其以來今日ま
 で大統領の地位は常に血を以て争はれ、歴代の大統領
 中無事に天命を全うし得た者は極めて少い。多くは暗
 殺の厄に罹り、さらでも海外に放逐せられて悲慘なる
 最後を遂げたのである。最近ボルフィリオ・デアスは三
 十餘年の永きに亘つて大統領の地位を専占し、其間墨

西哥の平和的産業の發達を計つたといふけれども、此三十年間の繼續的平和も、畢竟は反對黨の買収、投獄、放逐、暗殺等によつて購つたもので、決して健全なる平和ではなかつた。一九一一年、多年時めいたデアスもマデロの逐ふところとなつてより、紛亂は再び始まつた。マデロは又一昨年 of 二月幕將ウエルタの殺すところとなり、ウエルタに對する憲政軍の反抗となり、一轉して又憲政軍の頭目カランザとヴィアとの反目抗争となり、一昨年の五月ウエルタの外國に亡命してから昨年の六七月頃までの間に、首府墨西哥の主人を代ふること前後八回の多さに及んだ。去年の秋米大陸諸國が協議の上カランザを承認し之を助けるといふ事にしたから、之より段々収まりがつくかも知れないが、然し隣邦合衆國の如き幸福な政治を見るに至る見込の極めて遠きことは、固より言ふを俟たず、否多少の紛亂は今後暫らくは續くであらうと思ふ。斯の如くにして國民は今や戰亂の蹂躪するところとなつて實に名狀すべからざる慘況にある。斯くの如く、相隣して居り

ながら一方は隆々たる勢を以て榮え、一方は紛亂に紛亂を重ねて居るものは、抑々何の理由によりて然るか。憲法上の制度は、墨西哥の方は全然合衆國を眞似たものであるから、形式的設備の點よりいへば兩者全然同一である。而かも斯くの如き兩極端の差を生ずる所以のものは、是れ畢竟兩國の智徳の程度に大なる高低の別があるからである。

然らば何故相隣して居る國なるに拘らず、此兩國民は斯くも大なる差を生ずるに至つたかといふに、之には深い歴史上の原因がある。第一には、此等の兩國は申す迄もなく歐羅巴人の移民に依つて建つた國であるが、夫等移民の本國が各兩國に於て同一でない。亞米利加大陸は、恰度合衆國と墨西哥との國境線を堺とし、北部は初めより主として英國の所謂アングロ・サクソン族の移住し來つた所であり、南部は總て——ブラジルが葡萄牙人の移民より成るの唯一の例外を除き——専ら西班牙よりの移住民である。此點より言へば、墨西哥と合衆國との差は恰度西班牙と英國との差と同

じ事である。今日歐羅巴に於て、英國人と西班牙人は其政治的能力に於て大なる逕庭ありとせられて居るが、此差異が新大陸にも反映して居るのである。第二に、此等兩國よりの移住民は元來本國に於て如何なる階級に屬して居つたかといふに、合衆國に移住した英國人は、本國に於て概して最も優等なる階級に屬して居つたものである。彼等は官位財寶に於てこそは、何等優るところあつたものではないが、智識道德の點に於ては全英國民中最も卓拔せる階級に屬するものであつた。即ち彼等はピューリタン(清教徒)である。抑も米國建設の初めを爲す者は、本國に於ける宗教的壓迫の苦痛を脱せんが爲めに一六二〇年九月メー・フラワ―號(五月の花號)に搭乘して英國の港ブリマウスを出帆したる、夫の七十四人の男子及び廿八人の婦人より成る所謂ブリグリム・ファーターズの一團である。彼等が清教徒として基督教徒中最も嚴格なる生活を営み、最も熱烈なる信仰を有するものなることは已に我々の知るところ。而して彼等は實に北米の地に一新自

由境を開拓して神意の完全なる實現を期せんとの、大抱負を以て移住して來たのである。之が今日仍ほ合衆國民の中堅を爲すものである。固より其後各國の種々様々の移住民が這入つて來た。之によつて合衆國民の品位は多少下落しつゝあり又は少くとも其憂ありと言はれては居るけれども、今日尙此清教徒の理想と抱負とは、他の移住民をも同化せざんば止まずらんとするの勢を有つて居る。之に反して墨西哥の移民は如何と云ふに、此方は本國に於ける無賴の徒にあらざれば、勞働者或は兵卒等皆下層階級の者が主となつて居る。元來移住民といふものは下層社會から出るのが常で、合衆國の如きは寧ろ稀れなる一變例である。墨西哥のは普通の場合と同様で、さらでも英國人よりは劣る西班牙人中の、其中の殊に劣等なる階級から出て來たのであるから、此兩者の間に大いなる差異のあるのは止むを得ないのである。終りに第三に、此等兩國移住民の移住後に於ける家族關係の點も亦參酌する價值がある。英國より渡來し來つた者は、本國に於ける宗教上

の壓迫を脱れ、自由の新天地を拓かんとして、渡來した者なるが故に、概してみんな家族を率ゐて移住して來た。然らざるも、守操堅固なる清教徒の事なれば、移住後も土人と結婚するといふが如き者は一人もなかつた。然るに墨西哥に移住した者は、勞働者兵士等、皆妻子を有つて居る者ではない。のみならず道德上何等守るところあるものではなかつたから、忽ち土人と雜婚し、爲めに多くの混血兒を生じた。今日所謂墨西哥人といふのは、此等混血兒の事である。而して此等の混血兒は、只兩親の弱點のみを傳へて、道德的品性に於ては最も劣つて居るものである。之を彼のビュリタンの輩ともがらが、人種の純潔を保ちつゝ其高尚なる理想を子孫に傳へたのに比すれば、固より同日の談ではない。

如斯米と墨とは國民の値打に於て已に大いなる逕庭がある。従つて墨西哥に於て憲政の運用に多少たりとも成功せんとせば、殊更ら國民の教養に盡力するといふ必要があるのに、建國以來同國の先覺者は此大責任を切實に感じなかつた。亞米利加の建國には、ジョー

ヂ・ワシントンの如き高潔なる人物があるのに、墨西哥の建國はイッルビーデといふ、自ら新大陸の那翁と稱し、野心と虚榮と俗望とを包むに惡辣なる手腕を以てした一奸雄を以て始つて居る。是れ墨西哥が紛亂に紛亂を重ねて、到底近き將來に於て憲政の運用に成功する見込なしとせらるゝ所以である。

之れと同じやうな事は、今日までのまゝで進めば、支那に就いても言へると思ふ。要之殷鑑遠からず、我等の近くに在り。我々は之等の例に徴して、切に憲政の成功には如何に國民の教養が先決問題として肝要であるかを知らねばならぬ。

立憲政治成功の第一要件は、國民の教養にある事前述の通りである。而して之は各方面の識者の共同努力に依つて初めて成就せらるべき問題である。故に此點は、極めて重要にして且つ根本的な問題であるけれども、一政論家をしての予輩が特に説かんとする方面ではない。國民的教養といふ事は、吾人も亦國民の一として、其一部分を分擔して共に大いに盡力せんと欲す

るものではあるが、然し茲に特に説かんとするのは、主として直接に政治に關係する方面である。即ち國民文化の發達の程度が相當の域に達し、又は國民的教養の事業が現に多くの識者によつて熱心に努力せられて居るといふ前提の下に、更に憲政の圓滿なる成功を見る爲めには、憲政に伴ふ諸制度に如何なる改善を加ふる事を要し、又其運用の任に當る政治家は如何なる心掛を持つべきかといふ方面を、特に説かんとするのである。只此方面を細論するに精しき結果、國民的教養の先決問題たる所以を看過せらるゝは予輩の本旨にあらざるが故に、こゝに本論に入る前に、先づ以て管々しく國民的教養の必要を説いた所以である。

憲政とは何ぞや

憲政、即ち立憲政治又は憲法政治と云ふのは、文字の示す通り「憲法を以てする政治」、「憲法に遵據して行ふ所の政治」といふ意味である。そこで憲政と云ふ時は、こゝに必ず憲法の存在を豫想する。此の所謂「憲

法」なるものの存在する与否とが、實に立憲政治と他の政治とを分つ標準である。然らばこゝに謂ふ所の「憲法」とは如何なるものか。此憲法といふものゝ意味を明かにせざれば憲政といふ意味も亦明瞭にならない。「憲法」と云ふ言葉を單に字義の上から解釋すれば、「國家統治の根本法則」といふことになる。然し憲政といふ場合に於ける「憲法」は單にこれだけの意味ではない。何となれば、此意義に於ける憲法は、苟くも國家の在る所には必ず存左するものであつて、時の古今、國の東西を分たないからである。總ての政治を豫め定めた法律に遵據して行ふといふ所謂「法治國」の思想は、比較的に新しいものであるが、此の法治國思想の起らない前と雖も、國家統治の根本の原則と云ふものは大抵の國に於ては存在するを常として居つた。故に憲法の意味を單純に文字通りに解釋しては、近代に於ける特別の現象たる立憲政治の意味をば明白にすることは出来ない。勿論「憲法」と云へば必ず國家の根本法則でなければならぬ事は論ずるまでもない。但だ近

代の政治上の言葉として「憲法」といふ時は、猶この外に他の要素をも加味して居るものでなければならぬのである。委しく云へば、國家の根本法則たる性質を有し、而かも更に他の特別の要件を具備するものを「憲法」といふのであると見なければならぬ。斯う云ふ意味の「憲法」を有する國を我々は立憲國と云ひ、又この憲法に依つて行ふ政治を立憲政治といふのである。我々が立憲國と云ひ又立憲政治と云つてこゝに一種の特色を認むる所以のものは、即ち其標準となる所の「憲法」其物が一種特別の要件を有して居るからである。然らば問ふ、我々の所謂「憲法」とは如何なる要件を備ふる國家の根本法則を指稱するのか。此問題に對し、予輩は次の二種類の要件を以て所謂憲法の特色なりと答ふる。

第一、所謂憲法は普通の法律に比して一段高い効力を附與せらるゝを常とする。憲法の効力が法律よりも強いとか、高いとか云ふ事は、普通の立法手續では憲法の變更は許され無いといふ事を意味するのである。

法律は同じく法律を以て廢止變更する事は出来るが、獨り憲法は普通の法律を以て之を改廢する事は出来ぬ。例へば我日本の制度に於ては、普通の立法手續は先づ兩院に於て各々出席議員の過半數を以て議決し、次に、天皇の裁可を得て完成するのであるが、憲法の改廢に就ては特に其手續を鄭重にし、兩議院各々其總員の三分の二以上出席し——普通の場合に於ては總議員の三分の一以上の出席を以て足るが——且其出席議員の三分の二以上の多數を得るにあらざれば議決する事が出来ぬとなつて居る。其外憲法の改正に就ては、發案權は兩院に與へて居ないとか其他いろいろの特別の制限があるが、之と同じ様な特別手段の規定は他の各國にもある。尤も所謂不成典主義の國に於ては、固より斯くの如き特例は無い。不成典主義と云ふのは、我國の憲法の如く憲法的規定即ち國家統治の根本的諸規定の全體若しくは大部分を一個の法典に纏めて居ない場合を云ふ。斯くの如き主義の下に於ては、所謂憲法的規定は普通の法律や裁判の判決や政治的慣行等の

雖然たる集合の中に存在して居るのであるから、固より普通の法律で從來の憲法原則を動かし或は新に重大なる憲法原則を極める事も出来る。然し之は例外に屬し、普通の常例ではない。現今不成典主義を採つて居る國は、文明國中では英吉利と洪牙利との二者に限り、他は悉く成典主義を採つて居る。此成典主義を採つて居る國に於ては、殆んど例外なく皆憲法に普通の法律よりも強い効力を附與して居る。

何故に憲法の効力を普通の法律よりも強いものにしておるか。一つの理由は憲法が國家に於て最重要の根本法則であるからである。國家の根本法則は極めて大事なものなる故に、之を普通の法律から區別する方が可いといふ考は、實は昔からあつた。然し近代の國家が特に憲法を重しとする所以は、右の理由の外にもある。即ち折角憲法に由つて定まつた權利の畛域を、後から輕々しく蹂躪せられまいとする考即ち之れである。近代の憲法は、表向きは何と云つても、實際の所は從來政權を壟斷して居つたいは、特權階級とでも云

ふべきものに對する、民權思想の多年の奮闘の結果として現はれたものたる事は疑はない。尤も見様によつては、憲法の發達には、三様の別があるといふことも出来る。一は英國の如く永き漸進的の争闘の結果徐々に進化したもので、二は亞米利加に於けるが如く本國の羈絆を脱して逃れ來れる自由民によつて新たに創設せられたるもの、三は佛蘭西を筆頭とする歐羅巴大陸の如く、革命の直接又は間接の結果として急激に勃興發達したものである。右の中、亞米利加に於ける憲法は、自由民が全く新しき天地に始めて創設したもので、何も在來の特權階級と之を争ふたといふのではない。之に反して外の多くの諸國の憲法は、英國の夫れの如き漸進的なるものと佛蘭西の夫れの如き急激なるものととの差はあるけれども、上下兩階級の争闘の結果であるといふ共通の特色を有つて居る。更に露骨に云へば此等の國に於ける憲法は、いはゞ古い上の階級と、新しい下の階級との争のその妥協の成果であると見ることが出来る。而して其妥協たるや、當時の相争ふ兩

階級の勢力の關係で必しも其趣を一にしない。即ち或は古い階級の方が他日此上權利を縮められはしないかと恐れる場合あり、又或は新らしい階級が折角これまで押通して來たのに他日再び押戻さるゝやうな事があるまいかと心配する場合もある。其心配するものが何れの一方であつても、兎に角他日此上にも不利益な境遇に陥れらるる事を避けんが爲めに、出來るだけ現状の變更を六つかしくして置かうと云ふ考になつた。然し大體に於ては、古い階級は防禦者であり、新らしい階級は攻撃者であるを常とする。従つて此争鬭に於て新しい階級は、常に新進氣鋭の元氣を有するに拘はらず、古い階級の如く歴史的、社會的の便益に乏しきの結果として、兎に角涉々しき勝利を得にくいものである。時勢の後援によつてヤット一步進んでも、何時其領分を奪還せらるゝかも分らない。而して此新らしい階級に向つて、其一旦占めた領地を安全に保護して遣るものは即ち憲法である。斯くして憲法變更の手續といふものは、自ら普通の法律よりも六つかしく定めら

るゝと云ふ事に成つたのである。故に憲法の効力が普通の法律よりも高いと云ふ事になつた政治上の理由は、俗用の言葉を藉りて云へば、民權の保護に在るといへる。憲法の此形式的効力は、政治上に於て此意味に運用せられねばならぬものである。

第二には、憲法は其内容の主なるものとして、**人民權利の保障**、**三權分立主義**、**民選議院制度の三種の規定を含むものでなければならぬ**。假令憲法の名の下に、普通の法律よりも強い効力を附與せらるゝ國家統治の根本規則を集めても、以上の三事項の規定を缺く時は、今日之を憲法とはいはぬやうになつて居る。従つて憲政といふ時は、我々は直ちに人民の權利とか、獨立の裁判權とか、民選議院とか云ふやうな事を聯想するのである。つまり此等の手段によつて我々の權利自由が保護せらるゝ政治を立憲政治といふのである。今之を一つ／＼簡単に説明することにしよう。

(イ) **人民權利の保障** 日本[○]の憲法[○]にあつては特に第二章に臣民[○]の權利義務[○]と題して十五ヶ條の規定が集めら

れてある。題目の示す通り、其中には義務の規定も含まれてあるが、大部分は居住移轉の自由とか、信仰の自由とか、言論、著作、印行及び集會、結社の自由とか、所有權とか、信書の秘密を侵かされざるの權利とか、凡て國民の物質的並に精神的の幸福進歩を計るに缺くべからざる權利自由を列擧し、此等のものは政府に於て恣に之を制限しない、制限せんとせば必ず法律の形を以て之を定むるといふ事に明定して居る。斯くの如き種類の規定、即ち右列擧するが如き重大な權利自由は政府が議會に相談することなしに勝手に定めることはせぬ、必ず法律で定めると云ふ様な規定は、各國の憲法に於て其最も重要な部分として普ねく掲げられて居るものである。法律で定めるといふは即ち議會が參與するといふことである。議會が此事に與かるのは、取りも直さず、議會に代表者を送る所の人民が間接に此重要な問題の議定に容喙するを得るので、従つて人民は間接ながら自家の權利自由を自ら保護する事が出来る理窟になる。斯う云ふ趣意で此種の

規定は今日各國の憲法に通有の特徴となつて居るのであらう。尤も特別の沿革的理由によつて之を缺くもの、例へば佛蘭西の憲法の如きものもあるけれども、大體に於ては此種の規定は近代の憲法には缺く事の出來ないものとなつて居る。因に言ふ。佛蘭西では一千八百七十年第貳帝政廢止の後、王政を恢復すべきや、共和制を採るべきやの憲法問題で非常に議論が長びき、従つて憲法制定の爲めにも五ヶ年の長い年月を要した。そこで議論の紛々たる部分は其儘とし、差當り缺く事の出來ぬ重要な原則のみを三つの法律に收めて以て憲法の體裁を作つて居る。一つは公權の組織に關する基本法と稱し、立法權行政權の分解及び其運用の大綱を定め、第二は元老院の組織に關する基本法と題して主として元老院の事が定めてあり、第三は各種の公權の關係に關する基本法と題して上下兩院及び大統領の相互間の關係が定められてある。此三つの法律は皆集つても所謂憲法としての完全な體裁は之を備へてゐないのである。けれども佛蘭西は憲法制定に於て

は決して新らしい國ではない。否、歐羅巴に於て成文憲法を始めて設けた（一七九一年五月三日）のは佛國である。且此第一憲法に先つて既に有名なる所謂人權宣言の發布をすら見て居る（一七八九年八月廿六日）。其後憲法を變へる事凡そ十一回。故に大體憲法は如何なる内容を持つべきかといふ事は、佛國人の頭には明白に解つて居る。故に形式に於て整はざる憲法でも、佛人は之を適當に運用する丈けの経験は略ぼ積んで居つたのである。

（ロ）三權分立主義　三權分立の觀念は、理論的に定義すると随分矢筈しい問題になるが、大體を云へば、行政と司法と立法との三つの作用は別々の機關に於て之を行ふといふ事である。昔の、例へば封建時代に於けるが如く、法を作るものも、之を實際に施行するものも、又は之を個々の場合に當て嵌めて裁判をするものも、皆同一の人であつては可けないといふのである。然し行政は政府で司り、立法は議會其任に當り、司法は裁判所で之を取扱ふといふ事は、今日では殆んど問

題にならぬ程自明の理と認められて居り、今更ら之を立憲國の特色だなど、取立てて云ふのは、寧ろ野暮臭き感がある。そこで今日憲法の特色として此方面で主として着眼せられるのは裁判權の獨立といふ方面である。何故なれば、行政の政府に屬し、立法の議會に屬するは極めて明白にして各自獨立相對峙するの勢力たるも、司法權の獨立丈けは動もすれば屢々行政權の直接の壓迫を受け、三權分立の趣意が動もすれば蔑にせらるるの恐があるからである。蓋し司法機關は立法機關と異り、政府に對して相對峙する關係に立たない。裁判官は一面官更として政府の系統の中に屬する。従つて動もすれば其の左右する所となるの憂がある。斯くては三權分立の主義が十分に貫徹されない。是に於て近代の憲法は裁判機關をば専ら上官の訓令の下に動く行政機關とは全然別種の機關となして獨立の判斷をなさしむると共に、又裁判官の地位を保障して以て行政官に對する司法權の獨立を全うすべく、いろ／＼周到なる用意を用ひて居る。是れ亦今日の立憲國の一特

として擧げられる所のものである。猶、序に述べるが、三權分立の趣意が司法權の獨立といふ方面に最もよく表はれて居る事は、總ての國に通じて變らないが、只行政機關と立法機關との關係については、今日國によつて餘程趣異にして居る。行政機關と立法機關と獨立對峙すべきは固より云ふを俟たないが、然し二者の關係が全然相交渉する所なしとしては、立憲政治の圓滿なる進行は期せられない。そこで議會に對する政府の責任といふ問題が起る。而して此問題は議會の反對に逢へば常に必ず政府が辭職するといふ慣例の出來た國に於ては、やがて政黨内閣の慣行を生じ、然らざる國に於ても彈劾の制度を見るといふ風に、立法機關の意思をして結局行政機關を拘束せしむることに依つて解決せられて居る。此事は後に尙詳しく述べる。然るに北米合衆國の憲法及び之に倣つて作られた中南米諸國の憲法に於ては、三權分立の主義を極端に主張し、三つの機關は全然相關係する所なく對立せしめられて居る。亞米利加に於ては政府と議會との極端なる分離

の結果、政府の役人は全然議員を兼ねることを得ず、否、彼等は大統領が敎書を以てする場合の外に全然議會に出て其意見を陳べる事すら許されて無い。之が爲めに非常な不便を蒙つて居る事は人の知る所である。獨り政府と議會との關係ばかりではない。裁判所の此二者に對する亦全然獨立である。されば議會の正當に作つた法律でも、高等法院が之を憲法違反なりと宣言すれば、一方には完全なる法律として其効力を有して居りながら、一方には裁判所は之を無効の法律として其適用を拒むと云ふ奇觀を呈する事も亦人の知る所である。何れにしても、餘りに極端に奔つて國政の圓滿なる進行を妨げて居るが、然し三權分立の趣意を徹底的に貫かうとすれば、實は此處まで行かなければならないのである。斯程の嚴格なる意味に於ては此主義は、今代憲法の特色ではない。近代憲法の特色としては、主として司法權の獨立に着眼すべく、全體としての三權分立主義は之を大體の觀察に止むべきである。

(ハ) 民選議院制度

民選議院制度が近代憲法上の特徴

色として認めらるゝに到つた所以は、一面に於ては三權分立主義を執れる結果である。即ち三權分立主義は、立法權の行使は之を政府・裁判所以外の他の特別機關に委すべき事を主張するからである。然しながら、茲に特に民選議院制度を憲法の特色として掲ぐる所以は、單に立法權を行ふ爲めに政府や裁判所とは全然獨立の機關として設けられたといふ點よりも、寧ろ主として此立法權の行使が人民の公選によつて舉げられた議員の團體に任せられて居るといふ點に存する。故に我々は此點をば一種別個の特色として掲ぐるのである。加之、實は世間でも此點をば他のすべての點に優つて憲法の最も主なる特色として認めて居るやうである。否往々之を以て憲法の唯一の特色なりとすら考ふるものも尠くはない。それほどに之が大事な特色なのである。されば歴史上から云つても、憲法の要求又は憲法政治創設の要求は、屢々「我に民選議院を與へよ」といふ叫びによりて主張せられて居つた。現に我國に於ても、憲法要求の第一聲たる明治七年一月十八日の

建議は、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣、江藤新平、小室信夫、古澤迂郎、由利公正、岡本健三郎八氏の署名を以て民選議院設立建白書といふ形で提出された。又明治十三年四月十七日、片岡健吉、河野廣中兩氏の連名にて太政官に執奏を願出で、拒けられた第二の建議も、國會開設願望書と云ふのであつた。是れ蓋し當時の人々が民選議院の制度を以て立憲政治の全部又は少くとも其大部分と考へて居た爲めであらう。此種の考は無論西洋にもあつた。而して斯かる誤解の生じたのも、畢竟此制度が立憲政治の數ある特色の中、特に擡んで、最重要のものであつたからである。然らば何が故に之が最重要であるかと云ふに、此機關のみが其の組織に人民の直接に干與し得るものであるからである。他の機關は、政府にしても、裁判所にしても、之を組織するものは政府の任命にかゝる専門の官吏である。此等官吏の任命に關して人民は殆んど何等直接の交渉を持たない。然るに議會は全く之と異り、之を組織する議員は人民の直接に選舉する所である。従つ

て人民は自由に之を左右し以て十分に民意を發表せしむることが出来る道理である。若し立憲政治と云ふものが、後にも説くが如く、人民の幸福利益を、人民自らをして主張せしむる爲めに出来たものであるとするならば、民選議院の如きは最もよく其本旨に協ふものと云はなければならぬ。斯う云ふ理由からして、此制度は近代の憲法には到底之を缺く可からざるものとして尊重せられて居る。此制度を缺く時は、如何に他の制度に關して完備せる規定を設けて居つても、之を近代的意義に於ける憲法とはいふことが出来ない。

以上を以て所謂近代の憲法なるものゝ缺く可からざる要件を盡くした。斯くの如き要件を具備すれば、ここに憲法が存在するのである。斯くの如き憲法を有して之を政治の遵則とするものを、我々は立憲政治といふのである。

憲政有終の美を濟すとは 何の謂ぞ

以上予は所謂憲法なるものゝ意義を説き、此憲法に遵據して行ふ所の政治が所謂立憲政治であるといふ事を明にした。然し茲に更に考へねばならぬ事よ、所謂「憲法に遵據する」といふは一體何を意味するかといふ事である。抑も憲法に遵據するといふ事は、先きに述べたるが如く、たゞ憲法々典を制定し、之に基いて種々の政治機關を組織するといふ事だけでは無い。即ち或は議會を作り、或は裁判所を設け、以て憲法典中に夫れ／＼規定する所を形式的に充たすといふ丈けではないのである。固より憲法は千載不磨の大典である。其條項は濫りに之を紛更するを許さない。又勝手に曲解してもならぬ。其規定するところの條文には最も忠實に従はねばならぬこと勿論である。が然し、只其條項に形式的に忠實ならんとするのみが憲法の全部と思ふならば、是れ大なる誤りである。然るに憲法創設の當時は、多くの人は皆此誤解に陥つた。憲法といふ法典さへ發布になれば、我々は一轉して黄金世界に入る事が出来る。議會さへ開くれば我々は一躍

して十二分の幸福を享けることが出来ると考へた。憲法の發布、國會の開設といふもの其事に、不當に過大なる期待をかけたといふことは、我國でもさうであつたが西洋でも亦同一、所謂東西其軌を一にして居つたのである。西洋の或る國では愈々憲法が發布になつたといふので、之を人民に知らすところの新聞號外は、翌日^{あした}からバンの値段が半分に下がるとか、牛乳が只で飲めるとか書いてあつたさうだ。約り非常に生活を樂にする所の一種天來の福音として憲法を迎へたのであつた。之と同じやうな話が、明治廿二三年頃の我國にもあつたことは人の知る所である。然しながら單純なる憲法の發布、單純なる議會の開設は、それ丈けで以て直ちに人民の權利自由を完全に保障し、我らの生活を十二分に幸福に爲し得るものではない。制度其物は其れだけでは決して吾々に實質的利益を提供するものではないのである。是れ固より明白なる道理である。果せる哉爾後の經驗は明らかに此道理を吾人に示した。けれども初め人々は之に多大の期待を繫けたので、

其期待の空に歸するを見るや、彼等は大に失望した。而して期待の大なりしだけ、また落膽は實に非常なるものであつた。西洋では失望が轉じて呪咀となり、呪咀は再轉して憤激となり、爲めに第二の革命を起したやうな例もある。要するに憲法施行後の暫らくの經驗は、吾人に教うるに之によつて多大の幸福を齎らし得べしとする當初の信念の妄なることを以てした。斯くして我らは憲法施行後の經驗によつて、制度の確立其物は、未だ以て十分に人民の權利自由を保障し其幸福を進むるものでないといふ事を悟つた。少くとも在來の制度は決して満足なるものでないといふことをつくづく感ずるに至つたのである。

憲法の制定・議會の開設其ものが我々の期待に背き、我々に失望を與へたといふことから来る所の我々の不滿に、細かく見ると自ら二つの種類がある。第一は、所謂從來の憲法的制度といふものは本來、我々の權利を保障し、我々に幸福を來たすものではない、之によつて自由幸福を贏ち得べしと考へたのが抑々の誤りであ

るといふ説であつて、即ち全然憲法制度の効用を否認するものである。予は之を名けて絶對的悲觀説といはう。尤も斯くの如き極端な説は、歐米に於ても所謂識者といふ階級からはあまり唱へられて居ないやうだ。たゞ不幸にして我國に於ては今日なほ此種の信者を少なからず見るのであるが、然し此説の謬なる事は深く論ずるの必要はなからう。假りに此説に多少の眞理ありとしても、今更ら憲法をやめて昔の專制政治に復へるといふ事は事實不可能であるから、我々は、憲法政治は最早や之を廢止するを得ずといふ前提の上に立つて、國家の繁榮と人民の幸福との爲めに徐ろに最善の努力を加ふべきでないか。第二の不満は、現在の憲法的制度を以て必ずしも第一説の如く其本來の目的を達するに適せざるものと視るのではないが、只其制度に缺點あり、又其運用の方法に適當ならざるところありしが爲めに豫期の如き成績を擧げないのであると觀るの説である。前者の絶對的に對して予は之を相對的悲觀説と名けたい。之は元より一種の悲觀説ではあるけ

れども、現在の制度に幾多の改善を加へ、且つ其運用を適當に指導するときは、自由の保障、幸福の増進といふ本來の理想を實現すること必しも不可能に非ずと信ずるものであるから、一面に於てまた一種の樂觀説であるとも云へる。此説は今日多數の人に依つて唱へらるゝ通説である。而してわが所謂憲政有終の美を濟すの論は實に此説に根據して起るものである。何となれば此説は多少の努力を條件として結局の成功を信ずるの立場に在るからである。

所謂憲政は憲法の制定を以て初まる、けれども其有終の美を濟すには實に國民の多大の努力奮闘を要すること前述の通りである。一舉にして有終の美を濟し得ざるところに、謂はば憲政の有難味があるとも言へるのであらう。要するに我々は立憲治下の國民として、其有終の美を濟す爲めに尙一層努力せねばならぬ。然しながら其努力は盲目的ではない。一定の主義方針に基く奮闘努力たるを要する。然らば其一定の主義方針とは何であるかといふに、之は言ふまでもなく、

元とく憲法の制定を見るに至らしめ根本の思想でなければならぬ。所謂憲法の奥の奥に潜んで居るところの根本精神でなければならぬ。此根本の精神に従つて、我々は制度の足らざる所に改善を加へ、且つ其運用を適當に指導する事に全力を注がなければならぬ。一言にして之を云へば、所謂立憲政治は憲法の條文に據つて行ふところの政治なると共に、又其精神に據つて行ふところの政治でなければならぬ。我々は憲政の運用に當つて、憲法典細かに定むるところの規定と相背いてはいけなすが、更に進んで其規定の裏面に潜む精神に副うて居るかも深く省察せねばならぬ。憲法々典の條項は法律學者に取つては成程唯一の大事な典據であらう。然し憲法政治の成果其物を大事とする我々國民に取つては、條項よりも實は寧ろ其精神が大事なのである。固より條項を離れて精神がないとも言へる。然し條項の活用も亦其精神をよく酌み取るにあらずんば、決して正しきを得ることは出来ない。之れ今日歐米各國に於て、相當に完備せる憲法典を

有するに拘らず、其運用の得失に就いて絶えず問題の起る所以である。憲法の未だ布かれざりし古にあつては、憲法を興へよと云うて天下の人は争つた。憲法の已に興へられた今日に於ては、更に其精神に遵據して之を運用せよと云ふて、天下の物論は依然として囂々たりである。憲政の前途も亦多事なりといはねばならぬ。

然らば憲法の精神とは何か。之は一概に論ずる事は出来ぬ。國によつて必ずしも同一ではない。詳細の事は個々の憲法につき其條項を詳かに研究し、又其制定の來歴をも明かにして、初めて之を知るべき問題である。然しながら總ての憲法に通ずる所謂立憲政治一般の根據を成すところの精神といふものは、大體に於てまた之を知る事が出来ぬでもない。蓋し近代の憲法政治は疑もなく所謂近代の精神的文明の潮流と離るべからざるの關係にある。近代文明の大潮流が滔々として各國に瀾漫し、其醗酵するところとなつて憲法政治は政現出たものである。然れば近代諸國の立憲政治には、

共通の一つの精神的根柢の存する事は争はれない。尤も舊時代の遺物たる特權階級の今日尙勢力を振ふ國に於ては、世界の大勢に促されて憲法を發布したるに拘らず、依然之を舊式政治の思想を傷けざるやうに運用せんと欲して、自國憲法の精神が、何等他國の憲法と共通なる基礎を有せず、寧ろ自國特有の色彩を有する旨を誇示高調するものも少くはない。我國に於て往々見るが如き、純然たる國民道德の基本觀念たるべき國體觀念を憲法學へ援引して、西洋流の立憲思想に依る憲法の解釋を阻まんとする風潮の如きは即ち是れである。露國なども亦之と同様で、殊更らに西歐憲法に通有なる諸原則の適用を阻まんが爲めに、わざ／＼共通の稱呼を捨て、古風な文字を憲法條文中に使つて居る。斯くの如く、人によつては、各國立憲政治の共通なる精神的根柢の上に築かれたといふ性質を承認しないものがある。が、然し少しく近代の文明史に通ずるものは、諸國の憲法一として近代文明の必然的產物たることを認めざるを得ない。之れ亦史實の明

白に我々に示すところでもある。固より各國夫れ／＼の憲法は、一面共通なる精神を基礎すると共に、他面各々其國特有の色彩を帶びて居る事は論を俟たない。此等各國特有の色彩は、之を概括する事は固より困難だが、其共通なる精神的根柢に至つては、近來世界の文明史上より推斷して之を知る事が出来る。是れ實に近代の憲法を理解し、其運用を指導する上に極めて必要な準備智識である。所謂憲政有終の美を濟すの途は、實に此共通の精神を理解する事を以て始まらねばならぬ。而して予は此各國憲法に通有する精神的根柢を以て、民本主義なりと認むるものである。

憲政の精神的根柢——民本主義

●●●民本主義といふ文字は、日本語としては極めて新しい用例である。從來は民主主義といふ語を以て普通に唱へられて居つたやうだ。時としては又民衆主義とか、平民主義とか呼ばれたこともある。然し民主主義といへば、社會民主黨などといふ場合に於けるが如く、

「國家の主權は人民にあり」といふ危險なる學說と混同され易い。又平民主義といへば、平民と貴族とを對立せしめ、貴族を敵にして平民に味方するの意味に誤解せらるゝの恐れがある。獨り民衆主義の文字丈けは、以上の如き缺點はないけれども、民衆を「重んずる」といふ意味があらはれない嫌がある。我々が視て以て憲政の根柢と爲すところのものは、政治上一般民衆を重んじ、其間に貴賤上下の別を立てず、而かも國體の君主制たると共和制たるとを問はず、普く通用する所の主義たるが故に、民本主義といふ比較的新しい用語が一番適當であるかと思ふ。

民本主義といふ言葉は、實は西洋語の翻譯である。此觀念の初めて起つたのが西洋であるので、我々は觀念其物と共に名稱をも西洋から借りて來た。西洋では此觀念を表はすに、デモクラシーの文字を以てして居る。民本主義は即ち此語の翻譯である。西洋でデモクラシーといふ言葉は、聞くところによれば希臘語から起つて居るさうだ。希臘語でデーモスといふのが人民

で、クラテオといふのが支配の意味。此二つから成つたのであるから、デモクラシーとは、要するに「人民の政治」の意味である。今更ら事新らしく説くまでもないが、古代希臘の國家は、今日歐米諸國に見るが如き漠大な地域を有するものではなかつた。周圍に多少の屬領地を有するさうやかな都會其物が即ち獨立の國家であつた。従つて都會の市民が概して言へば國民の全部であつた。而して地域も狭く、人數も左程多くないから、此等の市民は總て直接に市政即ち國政に參與することが出來たのである。當時希臘以外の他の多くの國家に於ては、一人若くは數人の英雄が、君主又は貴族の名に於て國家を支配し、人民は只之に盲從するのみであつたのに、獨り希臘の諸國家に於ては、人民自ら政治するといふ特色を持つて居つた。此特色ある政體を指稱するが爲めにデモクラシーといふ言葉が生れたのである。尤も近代の國家と古代希臘の國家とは、今日色々の點に於て非常な差異があるから、古代の國家に通用する觀念を、直ちに今日の國家に當措めるこ

とは出来ない。けれども人民一般を政治上の主動者とするといふ點だけは、昔の希臘も今日の歐米諸國も同一である。そこで我々は今日の國家の政治上の特色を言ひ表はすに、昔の希臘に起つた文字を其儘借用するのである。

然るに洋語のデモクラシーといふ言葉は、今日實はいろいろの異つた意味に用ひらるる。予輩の所謂民本主義は、勿論此言葉の譯語であるけれども、此原語を何時でも民本主義と譯するのは精確でない。デモクラシーなる言葉は、所謂民本主義といふ言葉の外に更に他の意味にも用ひらるゝことがある。予輩の考ふるところに依れば、此言葉は今日の政治法律等の學問上に於ては、少くとも二つの異つた意味に用ひられて居るやうに思ふ。一つは「國家の主權は法理上人民に在り」といふ意味に、又モ一つは「國家の主權の活動の基本的目標は政治上人民に在るべし」といふ意味に用ひらるゝ。この第二の意味に用ひらるゝ時に、我々は之を民本主義と譯するのである。第一の意義は全然別個

の觀念なるが故に、又全然別個の譯語を當て符めるのが適當だ。而して從來通用の民主主義といふ譯語は、此第一の意味を表はすに恰かも適當であると考へる。從來我國では、西洋で此間の區別を顧みず、只一概にデモクラシーと稱へたと同様に、第一の意味に用ひられた場合も第二の意味に用ひたる場合も、等しく之を民主主義と譯したのであつた。斯く一つの呼び方のみを以てしては、明白に異つた二つの觀念を錯亂混同するの弊害あるのみならず、又民主といふ名目の爲めに、民本主義の眞意の蔽はるゝ恐れもある。故に予は等しくデモクラシーといふ洋語で表はさるゝものでも、其意義の異なるに従つて、或は民主主義或は民本主義と、それゝ場合を分つて適當な譯字を用ふることにしたいと思ふのである。

民本主義と民主主義とは、明白に別個の觀念ではあるが、西洋で同一の言葉を以て言ひ表はされたわけ、其間の關係が又極めて近いものがある。従つて民本主義の何たるやを解するには、一通り民主主義の何たる

やを明かにする事が必要であり且つ便利でもある。況んや我國に於ては、民主の名に妨げられて、民本主義の適當なる理解を有せざるものが少く無い。爲めに民本主義の發達は幾分阻礙せられて居るの嫌なきを得ない。故に國民をして、民本主義の正當なる理解の上に憲政の發達の爲めに盡力せしむるといふ見地から見ても、此二者の區別を明かにすることは極めて必要であると信ずる。

民本主義と民主主義との區別

民主主義とは、文字の示すが如く、「國家の主權は人民に在り」との理論上の主張である。されば我國の如き一天萬乘の陛下を國權の總攬者として戴く國家に於ては、全然通用せぬ考である。然し斯く云へばとて、民主主義を云々することが、直ちに君主制の國家に在つては危険なる、排斥せねばならぬ主張であると、一概に云ふことも出来ない。何故なれば、此主義にも細かく觀れば二つの種類があつて、其一方は成程國體擁

護の立場から之を排斥せねばならぬものであるけれども、他の一方は必ずしも之を危険視するの必要はないものであるからである。然らば民主主義の二つの種類とは如何なるものを云ふか。

第一に民主主義は、凡そ國家といふ團體にあつては、其主權の本來當然の持主は人民一般ならざる可からずといふ形に於て唱へられることがある。之を予は絕對的又は哲學的民主主義と名づけたい。之は抽象的に國家の本質を考へ、其權力の所在は理論上必ず人民でなければならぬと説くのだから、此立場から云へば、共和國が唯一の正當なる國家であつて、君主國の如きは不合理なる虚偽の國家である。君主は人民より不當に權力を奪つたものであるといふ結論に達せざるを得ない。斯る意味で唱へらるる民主主義こそは、我國などで容れることの出来ない危険思想である。尤も此考は、佛國大革命の前後一時盛んに唱へられ、革命の原因は實に此説に胚胎して居るのであるが、今日では最早、此説の理論上の缺點は十分に認識せられ、君主國に於

ては勿論、民主國に於ても此説を其儘信奉するものは至つて尠なくなつた。只一部の極端なる社會主義者の同に此思想が今日仍ほ幾分残つて居る位のものである。社會主義其ものは本來現在の社會組織の維持には反對するけれども、國權の所在を動かすことまでも主張するものではない。只現在の社會組織を維持せんとするものは、一般に國權の掌握者の保護の下に社會主義の要求を斥くるを常とするが故に、社會主義は一轉して民主主義となるの傾はある。現に西洋諸國の社會黨は、多くは社會主義の外に民主共和の理想を掲げて、之を二大根本主張として居る。獨逸の社會民主黨の如きは其最も明白なる例である。此點に於て我々は、我國の當局者が何も危険のない社會主義の學問的研究などを無暗に干涉するのを些か遺憾に思ふものであるけれども、社會主義者の實際的運動に對しては、相當に嚴しき制束を加ふるのを視て、多少之を諒とせざるを得ないと思ふものである。何となれば、社會主義者の運動は多くの場合に於て、民主共和の危険思想を伴

ふこと、從來諸國の例に明白であるからである。現に我國でも幸徳一派の大逆罪は、社會主義者の間から輩出したではないか。社會主義を眞面目に研究せんと欲するものは、深く此點に注意するを要する。要するに國家の本質を哲學的に考察し、國權は絶對的に無條件的に人民にあらざる可からずと抽象的に斷定する時、民主々義は我國の如きに於て危険視され又排斥せられても仕方がないのである。

第二に民主主義は、或る特定の國家に於て其國の憲法の解釋上主權の所在は人民に在りと論斷するの形に於て唱へらるゝ事がある。之を予は相對的又は解釋的民主々義と名付けたい。之は總ての國家に通じて主權は常に人民に在らざる可らずと主張するのではない。即ち君主國の合理的所在を否認するものではない。君主國も亦民主國と同じく立派に存在する事を得るが、只憲法の解釋上疑が起つた場合に、其國の主權は憲法の解釋の上より見て、人民に在りと解さなければならぬと主張する時、此第二の意義の民主々義が成り立つ

のである。尤も大多數の場合に於ては、主權の所在といふ問題は憲法上初めから極めて明白なるを常とする。例へば我國に於ては帝國憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、又第四條には「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」とありて、憲法の解釋上毫も民主主義を容るべき餘地がない。又佛蘭西や北米合衆國に至つては、之に反して主權在民の意義極めて明白。是れ亦民主主義を認むべきや否やを争ふの餘地は全然ない。されば憲法解釋上の議論としては、改まつて民主主義の主張が鹿爪らしく唱へらるゝ場合は極めて少いといはねばならぬ。然しながら此問題は稀に實際上に全く起らぬでもない。例へば白耳義の憲法に於ては、第六十條に於て立派に世襲君主を認めて居りながら、第二十五條に於ては明白に「總テノ權力ハ國民ヨリ出ツ」といふことを規定して居る。更に第二十九條には「國王ハ憲法ノ定ムル範圍内ニ於テ行政權ヲ有ス」とある。故に白耳義に付ては一體之を君主國と見

るべきや民主國と見るべきやが甚だ明白でない。少くとも憲法解釋上の一疑問として論究せらるゝの價値はある。又英國に於ては、成文の憲法はないけれども、最近時々國家の權力は國王と貴族院と衆議院とより成るバリアアメントに在りと云ふことが云はるゝ。之は現に一九一三年四月十五日、愛爾蘭自治法案に關する首相アスキスの演説の中にも現はれて居つた。して見ると英國に於ては、國王は唯一の主權者ではないやうに見える。於是英吉利に於ても亦民主・君主の争は憲法解釋上の一疑問たるを失はない。此等の場合に英吉利や白耳義の憲法を精細に研究し、其國體を民主なりと論ずるの説がありとすれば、我々は之に民主主義の名稱を與ふるに躊躇しない。此種の説が日本憲法の解釋として起ると假定すれば、これ亦一危險思想である。然し日本憲法を如何に牽強附會しても、こんな説の起りやう筈はない。然れば日本で此種の民主主義を云々する場合は、必ずそは専ら外國憲法の研究に就いてゐる。それならば何も危險として警戒す可き譯

のものでは無いのである。

解釋上の民主主義の唱へらるゝ面白い例は獨逸帝國にある。獨逸は二十五の獨立國家より成る聯邦であるが、纏つては名稱の示す如く帝國である。聯邦の首長は普魯西國王之に當り、子孫相繼いで皇帝カイゼルと稱することになつて居る。して見れば君主國たるに一點の疑ないやうであるが、獨逸の社會民主黨は獨り一種違つた解釋を之に下して居る。社會民主黨が其根本主張のとして共和主義を掲げて居ることは前に述べた。彼等の主張は凡て國家は元來共和國たらざる可からずと云ふに在るのか、或は國家としての價值は君主國體よりも共和國體の方が優つて居る、従つて共和制を理想とすると云ふに在るのか、此點は些か明瞭を缺くやうであるけれども、何れにしても共和主義を旗印の一つとして居ることは疑はない。然るに猶其上に彼等は獨逸憲法上の解釋として「獨逸は共和國なり」と主張せんとするのである。彼等は曰く、獨逸は名は帝國といふけれども、其法律上の性質は君主國ではない。成程之

を組織する各聯邦の大部分は明白に君主國である。獨逸を組織する二十五の聯邦中には、王國が四つ、大公國が六つ、公國が五つ、侯國が七つ。他の三つは所謂自由市と稱する共和國である。故に少くとも二十二の獨立君主國を含んで居る。然し此等の二十二の君主國と三つの共和國とより成る所の全體は君主國ではなく一種の共和國である。只普通の共和國と違ふ所は、彼にあつては之を組織する單位が個々の人民であるに反し、此に在りては各獨立國家其物が單位である。然れば獨逸皇帝は世襲でこそあれ、又名をカイゼルとこそ稱すれ、其法律上の性質は、共和國の大統領と何等異なる所はない。プロシア國王として彼は君主の待遇尊稱を受け得ること、固より言を俟たぬ。然し獨逸皇帝としては彼はハンブルグやブレーメンなどの自由市の市長と何等其資格を異にするものではないと。斯ういふ見解を立て、獨逸の社會民主黨は獨逸の憲法を解して、一種の民主共和の原則に基くものと主張して居る。此説の固より牽強附會たることは論を俟たず、又此説

を取つては帝國議會の構成等の説明がつかないのであるが、併し彼等は獨逸は共和國なりと前提して、實際上いろいろの面白い言動をなして居る。例へば彼等が、黨議を以て、皇帝萬歲、並びに宮廷伺候を禁ずるが如き即ちそれである。日本でも西洋でも、普通友人の間でも萬歲といふ言葉を唱ふるのであるが、然し本來の言葉の起りはたゞ國君に對してのみ唱ふべきものであるさうだ。そこで此意味に於ける萬歲は國君のみ獨り受くべきものであるから、大統領の資格を有するに過ぎざる獨逸皇帝には之を與ふべきものではないと、斯ういふ理由から、社會黨員は如何なる場合でも皇帝萬歲を合唱しない。議會の開院式閉院式などで議長の發聲で萬歲を唱ふる場合には、社會黨員は舉つて退席するを例とする。尤も之は獨逸に於けるのみの例ではない。奧太利でも伊太利でも露西亞でも同様である。又宮廷伺候即ち國君に對する例を以て儀式上宮廷に伺候するといふやうな事、之も社會黨は黨議を以て禁じて居る。社會黨の全盛を占めて居る自由市の市長即ち

一國の大統領に當るべき市長は、天長節其他宮廷の重大なる祝賀に際して、臣禮を以て宮廷に伺候せざるは勿論、祝電をすら發しない。發すれば必ず自分と同格の他の自由市の市長に發する場合と同じやうな形式を取る。曾て皇帝が事があつてハンブルグに行幸された時、市長が皇帝の爲めに盛宴を張り、其歡迎の辭を述ぶるに當つて、『我が同役よ』と呼び掛けて、座にある人を驚かしたといふ話がある。此外社會黨は獨逸帝國刑法の中から不敬罪に關する項目を除くべしと云ふことを政綱の一として掲げて居る。不敬罪は君主的榮譽の反映である。共和國に不敬罪といふものはあり得ないといふ理窟に基く。甚だしきは帝國議會に於ける豫算討議の際、皇室費に關して皇帝の「賃銀」が高いとか安いとかいふ言葉を使ふものすらある。此等は無論甚だ不謹慎な言動であると思ふのであるが、社會黨の立場から言へば、皇帝を以て謂はば共和國大統領視して居るのだから、何も不都合はないと解して居るのだらう。獨逸皇帝が社會黨を見ること蛇蝎の如くな

るは亦怪むを用ひぬ。

以上の如く民主主義は、或は國權の所在に關する絶
 對主義として主張せらるゝことあるが、何れにしても、國權の法律上の所在は何處に在るか
 といふ問題に關して居る。従つて此主義が初めから君
 主國體たることの明白なる我國の如きに通用のないの
 は、固より一點の疑を容れぬ。されば予が近代各國の
 憲法——民主國體たると君主國體たるとに論なく——
 の共通の基礎的精神、なすところの民本主義とは其名
 甚だ似て其實頗る異なることは、極めて明白であると
 信ずる。

民本主義に對する誤解

所謂民本主義とは、法律の理論上主權の何人（に）在
 りやと云ふことは措いて之を問はず、只其主權を行用
 するに當つて、主權者は須らく一般民衆の利福並に意
 嚮を重ずるを方針とす可しといふ主義である。即ち國

權の運用に關して其指導的標準となるべき政治主義で
 あつて、主權の君主に在りや人民に在りやは之を問ふ
 所でない。勿論此主義が、ヨリ能く且ヨリ適切に民主
 國に行はれ得るは言ふを俟たない。然しながら君主國
 體に在つても此主義が、君主制と毫末も矛盾せずに行は
 れ得ること亦疑ひない。何となれば、主權が法律上君
 主御一人の掌握に歸して居ると云ふことと、君主が其
 主權を行用するに當つて専ら人民の利福及び意嚮を云
 んずると云ふことは完全に兩立し得るからである。
 然るに世間には、民本主義と君主制とを如何にも兩立
 せざるものなるかの如く考へて居る人が少く無い。之
 は大なる誤解と云はなければならぬ。

民本主義に對する誤解の大部分は、理論上の根柢な
 き感情論に出づる場合が多い。殊に從來特權を有して
 獨り政權に參與し來つた少數の階級は、其特別の地位
 を損はれんことを恐れて、感情上豈に民本主義に反抗
 するのであつた。蓋し民本主義は特權階級の存在に反
 抗するものなるが故に、彼等の喜ぶ所とならざるは固

より止むを得ない。此等の感情に基く誤解乃至反抗は、我等の茲に理論を以て論駁すべき限りではない。只此等の少數の階級は本來多くは國家の先覺者たるべき地位に居るものであるのに、時勢の變を知らず大勢の推移に眼を掩つて、徒らに舊時代の遺物たる特權の擁護に熱中するのは、予輩の甚だ遺憾とする所である。加之彼等の如斯態度は一面亦憲政の發達を阻礙すること夥しきものがある。此事は少しく特に論辨するの必要がある。

元來之等の少數特權階級の連中は憲政の進歩の上に一種特別の使命を有して居るものである。即ち彼等は從來國家の待遇殊寵を受けて居つた其地位を利用し、常に一步民衆に先んじ社會を指導し民衆の模範たるの實力を養ふと共に、謙遜して又民衆の友となり民意の代表者となりて、公に役するの本分を有つて居るものである。換言すれば社會組織の實質的關係に於て彼等は飽くまで民衆の指導的精神たるの抱負を有せねばならぬものである。尤も彼等は社會組織の形式的關係に

於ては飽くまで民衆の僕を以て居らねばならぬ。即ち表向きは何處までも民衆の勢力といふものを先きに立てながら、内實に於て彼等は民衆の指導者となるべき天分を有して居るのである。此關係が紊れざるときに、社會は健全であり、憲政も進歩する。若し彼等にして民衆を率ゐるの實際の識と能となく而かも傲然として民衆を司配せんと欲するならば、こゝに社會は大缺陷を現出する。民衆と親せざる少數者と、指導者を欠く民衆と、兩々相對抗して徒らに紛更を重ね、憲政の進歩發達は停滯せざるを得ない。今日憲政の運用蹉跎として振はざる國は多くは此等の特權階級が徒らに舊時代の夢想に耽る所の國である。過去に於て彼等は形式的制度の上で一般人民の司配者であつた。新時代に於ては彼等は實質上の精神的司配者たるに甘んじ、又之を以て其天分と爲し、形式司配者の地位は潔く之を人民に譲らなければならぬ。時代の變遷に應じて、彼等の態度、彼等の心事に一變遷を見ざる以上は、憲政の眞の發達は期せられない。世人動もすれば憲政の發達

今日意の如くならざるは國民の思想の進歩せざるに在りといふ。然しながら國民思想の進歩すると否とは、實は先覺者が之を適當に指導するや否やによつて定まる。少數の先覺階級が依然固陋の見解を改めずしては、如何に口に立憲思想普及の必要を唱へても、國民一般の心裡に健全なる政治思想を扶植することは出来ない。此點に於て予は、社會の上流に居る少數の賢明なる識者階級に向つて、彼等自身の立憲思想の眞の理解と又民衆に對する指導の職分の自覺とを希望せざるを得ない。況んや、國際競争の激烈なる今日、國民の自覺自開によつて國家の内面的勢力を充實するの極めて必要なる今日に在ては、此等先覺者の指導によつて國民の自奮を促すこと實に焦眉の急に屬する。鎖國時代ならば、日本には日本の特色があるとか、支那には支那の特色があるとか云つて、世界と没交渉に各々獨自の方向を歩んで居つてもよかつたらう。然し今日の時勢は、斷じて之を許さない。我々は今や世界と共に進歩し、世界と共に同じ途を競争せねばならぬ運命に置

かれてある。

感情論に基く誤解の外、尙ほ相當の理論的根據に基いて、或は少くとも相當の理論的根據に基くの外観を呈して、民本主義を難んずるの議論がある。其一つは民本主義と民主主義とを混合し、少くとも其間の區別を明白に認識せずして、之を以て恰かも主權在君の大義に悖る説なるが如く考ふるものである。從來の用語例では、只一つの民主主義といふ言葉を以て二つの異なる觀念を言ひ表はして居つたのであるから、従つて此種の誤解を抱くものの在つたのも無理はない。然し此種の誤りなる事は前に述べた所でも明かであるから、茲に再び之を論辯せぬ。第二は民本主義發達の沿革に徴して、民本主義は常に必らず民主主義と提携するといふ事實に基き、此點に於て君主制と相容れないと觀る考である。此一派は更に主張して云ふ。民本主義の確立は革命と云ふ階段を経た。而して革命は民主主義の流行に基いて居る。斯くして民本主義は歴史的に見れば民主主義と明白に分化せずして共存して居つた。

常に過去の歴史に於て然るのみならず、今日でも民本主義の要求は其激する所往々にして民主的革命的傾向を帯び易い。即ち民本主義は民主主義を伴ひ易いのである。して見れば民本主義と民主主義とは理論上明白に別個の觀念であるとしても、實際の運動として現はるゝ時は、二つのものの必ず一所になる因縁を有して居ると。此説は或る點までは眞理である。成程憲政發達の歴史を見ると、多くは革命といふ階段を経て居る。前に述べた通り、近世憲法の發達は細かく見ると三つの違つた徑路を取つて居り、其中、米國系統の憲法は何等抗爭すべき特權階級のない新天地に現はれたのであるから、此方には殆んど革命といふ階段はない。革命といふ危険な經過を取つてゐない代り、始から人民主權の原則に基いて居るので、米國流の憲法の下に於ては民本主義と民主主義とは適用上明白に區別して認識されて居ない。之に反して大陸諸國の憲法は、屢々述べた如く、特權階級に對する民權の抗爭の結果として現はれたものであるから、其程度に緩急の別はある

けれども、何れも共に革命といふ順序を経て居る。英國は比較的除々に進歩したものであるけれども、然し革命的民主思想の發現は歴史上に屢々其例を残して居る。若し夫れ佛蘭西の憲法に至つては、古今に絶する慘憺たる革命の結果として出来たものなること敢て多言を要しない。尤も特權階級の打破といふ目的は、佛國ですら之を十分に達し得なかつたから、純粹の民主主義の極度に主張し得ざるを發見した結果、民本主義の觀念段々明白に認識せらるゝ様になつたけれども、然し其初めに於ては二者の觀念明に區別せられず、斯くて歐羅巴大陸の憲法は概ね等しく革命的民主思想の賜として現れたと云はねばならぬ。其のみならず、民本主義の觀念が稍明白になつた後でも、其要求を貫徹せんと努力するに際し、特權階級の強き反抗に逢はん平、彼等は之を打破せんと執中するの餘り、時々革命的民主思想を以て脅かしたと云ふ事例にも富んで居る。故に民本主義と民主主義とは宜しく之を區別して認識すべしといふことは、誠甚だ容易なれども、實際

の適用にも之を嚴格に相分たんとするは、頗る困難と云はねばならぬ。此點に於て一部の識者が民本主義の流行を憂ふるのは、一應の理由はあると思ふ。然しながら、其起源に於て革命的民主思想に出でたからと云つて、何時でも危険なものであると斷定するの誤なるは、例へば人間が猿より出でたるが故に常に猿の如き劣性を有するものなりとする論法と同一であつて固より取るに足らぬ。のみならず多少の危険を伴ふ恐れあるが故に之を禁ずべしといふのは、恰かも多少突飛な人間の輩出するの恐あるからと言つて、女子に高等の教育を授くべからずといふが如きものにして、社會國家の進歩發展を念とするものゝ、固より採らざるところである。多少の弊害の出現に逡巡しては進歩發展の事業は何一つ手が出せない。國家社會の發達に必要なりとすれば、ドン／＼其目的に協ふ方法を探るべきである。而して之によつて生ずるの恐ある多少の弊害は、我々之を防止するが爲めに大いに奮闘せねばならぬ。我々は徒に安逸を貪つて從來の因襲に籠城すべきでは

ない。發展は奮闘を要する。我々は立憲國民として先づ快よく世界の大勢に門戸を開放し、積極的に國家社會の大進歩大發展を計らねばならぬ。而して又退いて之に伴ふあらゆる災害と大に戦ふの覺悟をさめねばならぬ。是れ實に立憲國の先覺者を以て任ずる者の光榮なる責任である。此責任を辭せざるの覺悟ある以上、我々は民本主義を採用しても、何等國家の將來に憂惧すべき必要はないと信ずるものである。

民本主義の内容(一)——政治の目的

予は前段に於て、民本主義を定義して『一般民衆の利益幸福並びに其意嚮に重きを置くといふ政權運用上の方針である』と言つた。此定義は自ら二つの内容を我々に示す。一つは政權運用の目的即ち「政治の目的」が一般民衆の利福に在るといふことで、他は政權運用の方針の決定即ち「政策の決定」が一般民衆の意嚮に據るといふことである。換言すれば、一は政治は一般民衆の爲めに行はれねばならぬといふことで、二は政

治は一般民衆の意嚮によつて行はれねばならぬといふことである。之れ實に民本主義の要求する二大綱領である。

民本主義は第一に政權運用の終局の目的は、「一般民衆の爲め」といふことにあるべきを要求する 凡そ

物には皆夫れ／＼の目的がある。然らば政治は結局に於て何物を獲んが爲めになさるゝのか、又なさるべきものか。即ち政治の終局の目的如何といふに、此點は時代によつて必ずしも一樣ではない。ずつと昔の時代にあつては、少數の強者の生存繁榮が確かに政治の目的であつた。此時代に於ては一般人民は此目的を助くる爲めの道具に過ぎず、謂はば牛馬の如き役目を勤むるものに外ならなかつた。我國の歴史を見ても、古代には皇室と其周圍にある少數の貴族が政權の運用を決定する中心の勢力であり、彼等の利害休戚が即ち全體としての政治の目的と目指すところのものであつた。一般民衆の利害休戚の如きは、少くとも意識的には當時の政治家の顧るところではなかつた。最もよく平民

的政治の行はれたと稱せらるゝ古代希臘の都市的國家に於てすら、市部以外に在住する民衆は、奴隸として市民の爲めに牛馬の用をなしたに過ぎなかつたと言ふではないか。されば古代に於ては政治の目的は少數強者の生存繁榮又は其權力の保持に存し、決して人民一般の利福ではなかつた。降つて中世以後の封建時代に至れば、人民一般の利害休戚は餘程尊重せらるゝやうにはなつた。けれども此時代と雖も、人民の利福が政治上の根本終局の目的となつたのではない。何となれば、此時代に於ける政治の中心の勢力は、封建諸王侯並びに其周圍になる武士の階級である。而して武士階級は即ち封建諸王侯の一族郎黨に外ならぬ。故に此時代に於ては、王室の利害安危其物が實に唯一の天下の大事であつた。國土と人民との如きは、當時の觀念に於ては、王室の私有財産に外ならない。只此時代に於ては、國土と人民とが王室の依て以て立つ處の基礎であるといふ關係が餘程明かになつたから、此根據を培ふと云ふ意味に於て民衆が段々尊重せられたのであ

る。是れ一つには群雄割據して互に争ふといふ時勢の影響でもあらう。凡て國際的競争は政治階級をして益々民衆に頼るの念慮を深からしむるものである。故に王室の利害休戚其物が當時實に唯一の國家問題ではあつたけれども、然し「お家」を大事にする爲めには其據るところの基礎たる國土臣民をも愛護し、撫育するといふ必要を感じて、そこで當時の政治は頗る人民を勞はると云ふ事になつたのである。故に例へば新井白石の如き、或は熊澤蕃山の如き、當時の政治學者の所謂政治の要訣を論ずるものを見るに、一つとして人民を愛護するの必要を説かざるものはない。然しながら何の爲めに人民を愛護するのかと問へば、「お家」の安泰の爲めに必要ならなりといふに歸する。恰度我々が下女下男を使ふに方つて、出来る丈け手當を薄くして給與を節約するよりも、面倒を見てやつて親切に厚遇した方が、結局家の爲めになるといふ慈善論と同一の筆法である。封建時代に於ける所謂仁政といふものは、畢竟其根本思想は如斯ものである。故に封建時代

に於ては、賢明なる君侯の下に於ては、人民は相當に幸福なる生活を營むを得たものである。而して之等の人民は君侯の仁徳を仰いで敬慕措かざるものあり、其間一點の不平がなかつたのである。けれども今日の我々から見れば、彼等は畢竟慈悲深い主人の下に於ける幸福な下女の如きもので、權利として自家の利福を主張することを許されたのではない。故に一旦お家の大事となれば、人民の利福は蹂躪せられても彼等に文句はなかつた。之を例ふれば、一旦主人が破産でもすれば、下女は約束の給料を貰ふことの出来ぬは勿論、着て居るものも脱いで、何も彼も主人の家の爲めに取上げられても仕方がないといふのが、封建時代の有様であつた。只多年仁政を布いて居つたが爲めに人民に不平はなかつたまでの事である。されば平素仁政を布いて居なかつた處では、斯う云ふ場合には屹度百姓一揆などが起つたものだ。我が民本主義は、以上の如き地位に民衆を置く事に反對するものである。即ち政治の終局の目的が一轉して「人民一般の爲め」でなければ

ならぬといふことを要求するものである。單純なる民衆の利益幸福を要求するに止まるものではない。なぜなれば、人民の利益幸福は、封建的思想の下に於ても、明君賢相の下に於ては之を期待することが出来るからである。然し名君賢相が何時でも其位に居るといふ事は豫め期することが出来ない。故に制度としては、封建組織の下に於て人民の利福は永久に安全なるを得ないといはねばならぬ。是に於て民本主義は、人民一般の利福を以て「政治の終局の目的」とすべく、斷じて或る他の目的の手段となすべからざる事を要求するに至つた。一部少數のものゝ利害の爲めに一般の利福を犠牲にするは、現代の政治に於て斷じて許すことは出来ない。貴族とか、富豪とか、其他種々の少數者階級の便益の爲めに、民衆一般の利福を蹂躪するが如きは、民本主義の最先に排斥するところのものである。尤も斯くいふと、人或は民本主義を以て我國建國の精神たる忠君の思想に背くと難ずるものあるかも知れぬ。民本主義は封建時代の『お家の爲め』といふ思想

に反對する『お家の爲め』といふ事を大きく見れば、皇室のお爲めといふことになる。然らば民本主義は、皇室のお爲めに人民の利福を無視する場合にも反對するのかと問ふ人があるであらう。此批難に就いては次の二つの點を以て答へる。第一に『皇室のお爲め』といふことと、人民の利福の上に立つところの國家の爲めといふこととは、今日斷じて相矛盾することはない。封建時代に於けるが如く、國家内に幾多の小國家が併立する場合には、多くの人の中には小國家あるを知つて大國家あるを知らないものが少くない。現に我國でも昔藩と藩と相敵視して國家を忘れた事例に富むではないか。赤穂義士の如きも、藩的見地から見れば其舉真に讃嘆に値すべきも、國家的見地から見れば、寧ろ一種の罪惡である。我々は只彼等の動機に偉大なる或物を認むるが故に、今日尙之を賞讃して措かざるのである。又維新の當時長州藩が英國軍艦の砲撃を受けた際には、對岸の小倉藩邊の人間は小高い山などに上つて高見の見物をして居つた。文字通りに對岸の火災視し

て居つたとのことである。是れ皆國家的觀念の乏しかつた爲めである。従つて小國家に執着する考が國家全體の利害と衝突することは決して珍らしくはない。此點から見れば、封建時代に於ける「お家の爲め」は、必ずしも國家の爲めにはならない。然しながら今日は、皇室は國家の唯一の宗であるから、皇室の爲めに國家、民人の利害を無視せねばならぬといふやうな場合に立ち到る事は到底考へられない。従つて「皇室の爲め」と「人民の爲め」と、相逆ふことは絶対にないと信ずる。第二に假りに一步を譲つて二者相逆ふ事がありとしても、民本主義は即ち主權者の主權行用上の方針を示すものなるの立場からして、君主は漫りに人民の利福を無視すべきものではないといふ原則を立つるに何等差支はない。只假りに、皇室のお爲めに人民の利福が無視された場合ありとして、此際人民は如何なる態度を取るべきかといふ問題になれば、之れは例へば主人の破産の場合に下女などが、着て居るものまでも脱いで主家を助くべきや否やといふ類の問題と同一で、本來

上下兩者の道德的關係に一任すべき事柄であつて、制度として法律上之を何れかに強制することは却つて面白くないと思ふ。封建時代にあつては、謂はゞ平素小恩を售つて、いざといふ場合には、其全人格を擧げて奴隸的奉仕をせよと迫るのであるが、平常如何に面倒を見てやつたとて、萬一の場合には月給を渡さなくてもよい、着て居る物も脱げといふことを今日規則として定めて居たとしたら、使はるゝ者は之れ程不都合な規則はないと思ふであらう。主人が不時の窮迫に陥つた時、下女が之を助くると否とは之を德義問題として、全然兩者の自由意思に任かしたい。制度として強制するのは、却つて兩者の圓滿なる關係を水臭くする所以ではあるまいか。況んや君臣の實質的關係の如きは、もと永き歴史の所産であり、法律的制度を以ては一點一劃の微も新に之を増減することは出来ないものである。何となれば之は多年の歴史に薰陶されたる國民の精神に根柢を有して居るからである。陛下の御爲めには水火も之を厭はずといふのは、日本國民の覺悟で

ある。然しながら此覺悟あるが故に、國家は時に人民の利福を無視しても可なり、人民は之に甘んぜざるべからずと制度の上に定めたならば、是れ却つて忠良なる國民の精神に一種不快の念を抱かしむる基となるものではあるまいか。故に予は、事實國家が國民に多少の度を超えたる犠牲を要求する場合に、之に應ずべきや否やは、國民の道德的判斷に一任することにしたい。制度としては、何處までも漫りに人民の利福を無視することはせぬといふ事に極めて置きたいと思ふ。斯く極めて、我が忠良なる國民は、決して一身の安全を計つて君國の爲めに計るに躊躇逡巡するものではない。蓋し忠君の思想は建國の精神にして且つ國體の精華である。之を制度の上にわざ／＼駄目を押すが如きは、百害あつて一益なきを信ずるものである。

斯く考へて見れば、民本主義が制度として十分に人民利福の尊重を力説するのは、我國に於て毫も不都合を見ない。人民が各々其自由の判斷を以て己れを空うして人の爲めに盡すのは、固より民本主義の尤むると

ころではない。只此本來道德的なるべき行爲を制度の上にあらはし、以て人民利福の蹂躪に是認の口實を與ふるが如きことは、民本主義の極力反對する所なのである。

之を要するに、民本主義を基礎とする現代の政治は、「人民の爲め」といふことを終局の目的とする。何物の爲めにも人民全體の利福は之を犠牲とするを許さぬ。然るに此點は今日各國に於て十分に貫徹せられて居るかといふに、必ずしもさうではない。其理由の一つは、矢張り封建時代に多年養はれたる思想と因襲とが、民本主義の明白に承認せられたる今日、尙種々の形に於て制度の上に残存し、「人民の爲め」と云ふ趣意の十分なる貫徹を妨げて居るからである。此傾向は西洋でも、立憲政治が上下兩階級の衝突並びに其妥協の結果として發達した國に多い。而して此民本主義の徹底的發現を妨げて居る最も主たる原因は、舊時代の遺物たる所謂特權階級の存在である。特權階級が法律上與へられたる特權を、適當に利用するに止まるならば、大した

弊害もないといへるけれども、彼等は兎角此特權を楯として、漫りに民權の發達に反抗する。彼等は過去に於ては法律上特權を有つて居つたが爲めに、更に政治上にも特權の地位を得、從つて獨り政權に參與するの特典を有して居つた。而して彼等は此等の特別なる地位を永久に壟斷せんが爲めに、動もすると人民一般の利福と衝突し、「人民の爲め」の政治に逆ふの傾向を示す。元來特權階級の存在其物は、國家に取つて決して無用の現象ではない。國家に勳勞ある者を優遇し、且つ之に特權を與へて、子孫相繼いで國民の指導的精神たらしむるといふことは元來結構なることである。此意味に於て、國家が貴族といふものを設定し、且つ存置して置くのは、極めて有益なことであると信ずる。然し實際上多くの場合に於ては、彼等は其特權の地位に狙れ、以て國家優遇の恩に背くこと甚だ少くはない。甚だしきは、其特權を濫用して、一般の利福を蔑ろにするものすらある。故に、近來の政治上に於ては此特權階級は盛に民本主義の反抗を買ふに至つて居るやうである。

特權階級に對する民本主義の抗爭は、十九世紀の初め、歐羅巴に於ては相當に激しかつた。殊に特權階級が其特權に戀々として民本主義の要求を淡泊に承諾しなかつた國に於ては、此爭は相當に永く續いた。然し今日となつては、此等の問題は大抵一通りは解決がついたやうである。若し今日尙此種の問題の残つて居る處ありとせば、歐羅巴に於ては露西亞位のものであらう。英吉利では上の階級が十分に一般階級の要求を了解せる事により、獨逸に於ては兩者の疏通未だ完全を得ざれども、上の少數者が常に道德智識に於て遙かに平民を凌駕し、其實力を以て民衆を服する點に於て、兩國共に上下兩階級の爭は之を略々解決して仕舞つたと云つてよい。翻つて我國は如何といふに、不幸にして、一方には民衆の智見未だ此問題を了解し且之を主張するまでに發達して居ない。只他方に於て特權階級は、大體に於て漸次民衆の要求を理解し、從つて之に處する所以の道を悟りつゝありと認めらるゝのである。

が、只一部のものの間には、或は自ら高く標置して民に謙遜するの雅量なきものあり、或は貴族の特權に氣驕りて、奮勵以て實力を養はんとせざるものあり、爲めに貴族に關する反感侮蔑の念を知らず識らず民間に挑發しつゝある者あるは、誠に憂ふべきことであると思ふ。蓋し民本主義の要求は、兎も角も世界の大勢である。民本主義と特權階級との關係は、兎も角も如何様にか解決せられねばならない。此兩者の關係が平穩の間に解決せられ、以て社會の健全なる發達の素地を作らんとするには、我々は一方に於て民衆の智見の發達を計ると共に、尙他方に於て大いに上流社會の反省を希望するの要求がある。

尙之に關聯して注意すべきは、近頃我國などに於て、右の歴史的特權階級の外に、新たにいろいろの特權階級が發生するの傾向があることである。中にも最も著しいのは金權階級である。俗用の語で所謂資本家なるものである。而して此階級に對しては從來社會主義の反抗があつた。此兩者の關係は恰かも民本主義の歴史

的特權階級に對する關係と似て居る。抑も社會主義が資本家に對して抗爭する所以の根本動機は、是れ亦社會的利福を一般民衆の間に普ねく分配せんとするの精神に基づく。此點に於て社會主義は又民本主義と多少相通ずるところないでもない。只社會主義は現在の社會組織に革命的變動を與へんとするが故に、恰かも民本主義が君主國に於て危險視されるが如く、多くの國に於て同じやうに危險視される傾があつた。然しなごら、經濟上に優者劣者の階級を生じ、爲めに經濟的利益が一部階級の壟斷に歸せんとするの趣向は、是れ亦民本主義の趣意に反するものなるが故に、近來の政治は、社會組織を根本的に改造すべきや否やの根本問題まで遡らずして、差當り此等の經濟的特權階級に對しても亦相當の方法を講ずるを必要として居る。所謂各種の社會的立法施設は即ち之れである。此意味に於て、民本主義が經濟的特權階級とも爭ふといふことは、近代各國に通有の現象である。今我國の状態を見るに、近時所謂資本家なるものが頭をもたげ來り、其廣大な

る金力を擁して漸く不當に社會公共の私益を蹂躪せんとして居る。尤も這般の傾向は亞米利加ほど激しくはないが、然し最近資本家の勢力といふものは著しく加はつて來た。殊に日清・日露の兩戰役後は著しく彼等の勢力を増した。金權は、何れの世に於ても一種の勢力たる事を失はないが、然し日清戰爭以前に於ては、實は金權は遙かに政權の下に屈して居つた。更に遡つて明治の初年に至れば、金權は即ち節を政權の門に屈し、其庇護の下に漸く財力の増殖を計つて居つた。例へば三菱の大隈伯に於けるが如き、三井藤田の井上侯に於けるが如き、皆それである。然るに日清戰爭は初めて政權をして金權の前に助力を乞はざるを得ざらしめた。斯くて金權は初めて政權と對當の地位に立つ様になつたのである。若し夫れ日露戰爭に至ては、桂公の政府は徹頭徹尾資本家の前に叩頭して其財政的助力を求めたのである。是に於て金權は一躍して時に臨んで政權を左右し得るの大勢力となつた。富豪が爵位を貰つたのも、皆此時以後の出來事である。中には男爵を

授けらるゝことを條件として、多額の軍事公債に應ずる事を承諾したものであると言はれて居る程である。斯くして金權は政權に迫り、自家階級の利益の爲めに種々の不當なる法律の制定を要求したのである。資本家階級の獨り之を便とし、一般民衆の爲めには最も都合なる各種の財政的立法の、今日に嚴存するのは皆此結果である。斯くして我國に於ては最近新たに、法律に依つて不當に其利益を保護せらるゝ一新特權階級を生じたのである。此種の特權階級は、將來民本主義の要求と接觸して、如何に其間の調和を見るかは、我々の最も憂慮し且注目するところである。金權階級は事物質上の利害に關するが故に、容易に一般民衆の聲を聞かうとしない。故に我國に於て他日若し此方面の問題に關して、頗る解決に困むものありとすれば、恐らくそは此財政的特權階級の問題ではあるまいか。若し夫れ此財政的特權階級が、歴史的の特權階級と結託して、傲然民本主義に臨むことあらん乎、國家の不祥之より大なるはない。予は此點に關して切に識者の注

意を惹起し、且つ國家の辛寵を恣にする貴族富豪の反省を乞はざるを得ない。

之を要するに、政治の終局の目的が人民の利福にあるべしといふ事、是れ民本主義の第一の要求である。一見民衆一般の全體の利益と係はりないやうに見えても、詮じ詰むれば、全般の利益幸福となるといふものならば、それは民本主義に悖らない。終局に於て民衆一般の爲めになるかならぬかに標準である。假令民衆一般の爲めになる外觀を呈するものでも、之が他の目的の副産物として来るものであつては、是れ固より民本主義の満足を與ふことは出来ないものである。

民本主義の内容(二) 政策の決定

第二に民本主義は政權運用の終局の決定を一般民衆の意嚮に置くべき事を要求する。民本主義は、政治の目的を一般人民の利福に置くのみならず、政策の決定についても、一般人民の意嚮を終局に於て重要視することを要求するのである。終局に於て人民の意嚮を

重く見ると云ふことは、必ずしも個々の問題について一々人民一般の意見を聴くといふ意味ではない。人民の意嚮に反しては何事もしない、すべての政治的活動は明示又は暗黙の人民一般の承認なしには行はれねといふ大體の主義を云ふのである。

政策の終局的決定を人民の意嚮に據らしむべしとする主張の理論上の根據は、恐らく何が人民一般の利福なるかは人民彼自身が最もよく之を判斷し得ると云ふことにあるのであらう。政治にして人民一般の利福を目的とする以上、其運用は須らく何が所謂人民一般の利福なりやを最もよく知れるものが之に當るを必要とする。而して自家の利福の何たるかは其本人が一番よく之を知つて居るものであるから、近代の政治は、人民一般をして終局的に其方針を決定せしむることが最も能く其目的に適合すると認めたのであらう。舊に之ばかりではなく、更に此主張には實際上の理由もある。それは少數者の政治は常に適當に多數の要求を按配することが出来ないのみならず、往々にして自家階級の利益

の擁護に急なるの餘り、其地位を濫用して不當なる政治をなすの弊があるからである。此點に於て人民一般の意嚮を重んずるの主義は、政治を適當ならしめ、公平ならしめ又清潔ならしむるの効用がある。

然るに民本主義の此第二の要求に對しては、世上之を難ずるの議論が相當に強い。今此等の批難を細かく觀察して見ると、大體三つの種類があるやうに思はれる。

第一の批難は、民本主義は憲法上君主大權の義に反するとする説である。即ち人民の意嚮を終局に重んず可しと云ふは、君主々義の憲法の精神に背くと云ふのである。此批難にも細かく分つと更に二つの細別がある。一つは、先に民本主義全體に對する誤解として擧げたものと同様であるが、予の所謂民本主義を民主々義と混合し、政權運用の終局の決定を人民に移すべしといふは、則ち主權を君主の手より奪つて人民に歸するものなりと爲し、以て我國の如き君主國に在つては許すべからざる僻論なりと論ずるのである。此説の謬

りなる事は已に述べた。繰り返すまでもなく、民本主義は政治上の主義であつて法律上の説明ではない。法律上主權は君主に在りとして、其主權者が主權を行用するに當り、如何なる主義方針に據るべきかといふ時に、民本主義は現はれ來るのである。何等君主々義と相矛盾するものではない。君主團體の擁護の爲めに危険なる民主々義を排斥せんとするは、吾人も固より同意同感であるけれども、只之が爲めに、名似て實異なる民本主義の政治的發達までも阻礙するやうな事があつては、憲政の前途の上に容易ならざる大事であると思ふのである。もう一つの批難は、假令政治上の主義にもせよ、君主は其權力を行使するに當つて常に必らず人民一般の意嚮を參照せねばならぬと慣行が極めては、夫れだけ君主の大權が制限せられ、從つて君主大權の自由行動を妨ぐる結果となると云ふ説である。併し此種の論者は、君主の大權なるものは、立憲國に於ては初めから各種の制限を受けて居るものであるといふ事を心付かざる人々である。制限と云ふ言葉を使へ

ばこそ世人は兎角之を氣にするのであるけれども、之に代ふるに「道」といふ文字を使つたならば何うか。即ち立憲政治は我儘勝手なる政治にあらず、「道」を以て國家を治むるの政治であるとすれば、「道」は即ち主權の自由行動に對する一種の制限ではないか。而して此所謂「道」は法律上にも政治上にも現はれ、換言すれば君主の大權は法律上並びに政治上共に各種の制限を受けるのが立憲諸國の通例である。尤も憲法學者中には憲法による君主大權の制限は自ら自己の行動に加ふる制限なるが故に、之を法律上嚴格に制限と稱すべきものではないと論ずるものもあるから、暫らく此種の理論に讓歩して法律上君主の大權は絶對無制限であるとして置かう。然し一轉して政治上に於ては如何といふに、此方面に於ては各般の制限を受けて居ることは疑はない。君主の大權が此種の制限を受けて居ると否とが實に立憲專制の別るゝ所であつて、所謂憲法的諸制度なるものは實に君主大權の制限を目的とする政治的設備に外ならないのである。但だ此等の制限は、客觀

的に觀れば制限に相違ないが、主觀的に觀れば主權者の取るべき「道」であると言へる。此點に於て國體觀念の上に於て君主が絶對最高の主宰者たるの實は少しも傷けらるゝことはないのである。只此絶對最高の主體者が如何なる場合にも全然無制限に行動することは、幾多の弊害を生ずるの恐あるが故に、近代の政治は茲に種々の制限を認めたのである。此制限を厭ふならば、初めから立憲政治を採用せぬがよい。苟くも世界の趨勢に従つて立憲政治を採用した以上は、君主の大權が諸般の制限を受けるは之を當然と見なければならぬ。且又君主が各種の制限を受くるといふ事は、政治上實は極めて有益なことである。人或は純粹なる君主國に於ては、常に君主が法律上國權の唯一の掌握者たるのみならず、又實際に於て君主獨り自ら自由に之を擅行するものでなければならぬと主張するものもある。けれども君主は事實上に於て決して萬能の御方ではあらせられぬ。其御一人の單獨の意思を以て、何人にも御相談なく、天下の事を專斷決行さるゝと云ふ事

は決して無い。のみならず斯くする事の極めて危険な
 制度たるは申すまでもない。されば實際上に照して
 見ても今日百般の政務を君主が單獨に決裁し賜ふとい
 ふことは事實何れの國にも之を見ない。獨逸皇帝ウイ
 ルヘルム二世陛下の如き近代稀に觀る多才多能の御方
 でも、複雑なる政務の裁決には幾多大臣の智慧を藉り
 るの必要に迫られて居るではないか。されば絶對的の
 無制限の自由行動といふ事は、事實上之を望み得ない。
 よし之を望み得ても、斯くの如きは常に偉大絶倫なる
 且多才多能なる名君の相繼いで輩出するといふ條件の
 許に、初めて弊害なく行はるゝを得るものである。斯
 く觀れば、君主の行動が相當の制限の下に爲さるゝと
 云ふことは、事實必要でもあり又望ましいことでもあ
 る。斯くの如く立憲政治に於ては君主の大權は初めか
 ら制限を受くるものである。制限を受くるを可とする
 や否やは最早問題ではない。若し問題となるものあり
 とすれば、君主の大權が如何なる種類の制限を受くべ
 きやといふ點にあらねばならぬ。即ち人民一般の意嚮

に聽くといふ制限を受くべきや、又は君側二三者の意
 見に諮ると云ふ制限を受くべきやといふ様な問題に歸
 する。然るに一部の論者は、廣く人民の意嚮に聽くは
 君主の大權に對する制限と觀るに拘らず、然らざる場
 合には尤で君主大權の制限を説かないのは、甚だ片手
 落な議論であると思ふ。例を以て之を説くに、今茲に
 内閣更迭と云ふ事件が起つたとする。此場合に後繼内
 閣組織の大任は須らく議會に於て多數を占むる政黨の
 首領に之を托せねばならぬと云ふ慣例があるとする。
 此場合に此慣行は君主の大權を制限するというで批難
 するのである。何故なれば君主は最早自由の意志を以
 て大臣の任命を專行するを得ないからである。然しな
 がら君主大權の制限なるが故に悪いと云ふならば、即
 ち君主の自由行動と云ふ趣意を此際文字通りに嚴格に
 貫かうとするならば、君主は事實上何人にも御相談に
 ならず、全然御一人のお考のみを以て、總理大臣は誰、
 内務大臣は誰、陸軍大臣は誰と云ふ事をお極めになる
 と云ふ事にならなければならぬ。けれども斯くの如き

は事實上果してあり得るや否や。實際の事例としては君主は此際必ず君側の二三老功の臣に御相談になるが普通である。之が二度三度と繰返さるゝと、結局大臣の任命については必ず元老に御下問になり、其意見に依つて之をお極めになるといふ事になる。斯く極めれば之れ亦君主の大權に對する明白なる一制限ではないか。予の觀る所によれば、大臣の任命に付き議會の多數黨に人を採るのも、元老の御下問によつて極めるのも、共に君主の大權に對する事實上の制限たる事は同一であると思ふ。只其制限の種類が同じくない。一つは多數に相談して極めるといふ形に在り、他は少數に相談して極めると云ふ形にある。然らば茲に君主は果して其何れの制限を採るべきものであるかの問題が起る。少數の人のみに相談すべきであるか。多數の人に普く相談すべきであるか。斯く論ずれば、君主大權の制限なるが故に非なりといふ理由で、民本主義を排斥するのは正當でない。若し民本主義を有効に排斥せんと欲するならば、更に一步を進めて、多數の人に諮る

のが常に惡く、少數の人に諮るのが必ず善いといふ趣旨を明白に證明するの必要がある。然るに我國に於ては、明治初年以來多數の人に諮るを以て立國の國是なりとして居る。明治天皇陛下は維新の初め現に廣く會議を起し萬機公論に決すべしと勅せられて居る。即ち多數の人に相談して公平にして且つ正當な政治を行ふと云ふ民本主義の精神は、明治初年以來我國の國是であつた。今頃之を否認して少數諮詢主義を唱ふるのは、政界進化の大勢に逆行するものである。

第二の批難は、凡そ人民一般は本來愚なものであつて自ら自家の利福の何たるを知らぬ、之を熟知する者は寧ろ少數の賢者である。従つて多數政治は實際の利害得失を比較すると少數政治に比して却つて劣れりといふのである。此説は近代立憲政治の趨勢に逆行して、貴族政治の古に復らんと欲する一部人士の熱心に唱道する所であるが、一部分は成程眞理であると思はる。如何に開明の國に於ても、一般の人民は夫體に於て直接的確に國民全體の利福の何であるかは明白に之

を知らぬ。而かも少數の賢者の中には、眞個國を憂ふるの士あつて、自己の利福を犠牲に供し、専ら社會公其の爲めに力を効さんとして居るもの、少からざることは明白なる事實である。然しながら我々は、最もよく人民一般の利福の何たるを知り又如何に奉公の念に富む所の人でも、彼等の最も多く考ふるものは概して自家の利益であると云ふ普通の事實を看過してはならぬ。況んや賢明なる人と雖も、少數相比周して萬人環視の外に政權の運用を司ることとなつては、動もすれば其間に弊害を生ずることは免れない。斯くて、少數に政治を托して多數人民が心を安んじて居ると、何時の間にやらいろいろの弊害が行はれ、又誠に不公平な制度などが何時の間にか立てられてゐるやうな事になる。凡そ政治上の事は、一旦制度の上でかうと極めて了へば、如何に其弊が後に明かになつても、容易に之を改めることは出来ないものである。制度の改め難きは恰かも女房の輕々しく取り換へ難いと同様であるのみならず、又立派な人ほどオイそれと女房を換へない

やうに健全な國ほど制度は容易に改め難いものであるから、現在の制度に依つて不便不利を蒙つて居るものは、何時も泣寝入らねばならぬことになる。之を我國の例に譬へても、鹽の專賣は惡制なりといふ。石油消費税、織物税は惡税なりといふ。此點は政府亦各黨各派と共に一樣に認むる所であるけれども、之を廢せば爲めに生ずる缺陷を何の財源に求むべきやの問題に窮して、何時でも之が廢止を見合はすことになる。斯う云ふ譯であるから、政治は須らく其初めを慎むべきものである。即ち初めから注意して少數政治に成らぬやうにするの必要がある。且又、今日は人民一般の程度も大いに進歩して來た。昔のやうに人民が公の事に無智で且つ冷淡であつた時代ならば、政治の事を少數の賢者に一任するのも已むを得なかつたであらうが、今日は教育の進歩につれて人民の智見も大に開けた。公事に關する興味も著しく民間に強くなつた。非常に野蠻な國でない限り、民智の不十分を理由として之を政治圈外に打捨ておくと云ふ事は、今日は最早時勢の許さ

る所であると信ずる。

且今日の民本主義は、人民智見の相當の發達を前提とすといふも、然し所謂相當の發達なるものは、各種の政治問題について積極的の意見を立て得る程の、高い發達を意味するものではない。例へば茲に海軍擴張問題とか減債基金問題とかがある。海軍擴張の可否並に程度如何とか、八四艦隊の利害得失如何とか、又減債基金を五千萬圓に復舊するの利害得失如何とか、二千萬圓の鐵道資金は之を如何にして得べきか等の細い點は、専門の政客と雖も精密に之を了解して居るとは思はれない。今日の代議士中、此問題の意味をすら理解して居らぬものは少からずあるだらうと思ふ。況んや一般人民に向つては、此等の問題の精密なる了解は餘程進んだ國に於ても之を求め難いと思ふ。民本主義の行はるゝ事は、それ程高い智見を民衆に求むるといふ必要はない。民衆の智見の高いのは何處までも之を希望すべきものなる事はいふを俟たぬ。然しそれ程高くないとも民本主義は之を行ふに差支はないのである。

る。其理由は後にも説くが如く、今日の政治は所謂代議政治といふ形に於て行はれて居るのであるが、其結果今日では我こそ人民の利福意嚮を代表して直接國事に參與せんと欲する輩は、自然進んで自家の政見を人民に訴へ、以て其賛同を求むるといふ事になる。そこで人民は此際冷靜に敵味方の各種の意見を聴き、即ち受動的に何れの政見が眞理に合して居るやを判斷し得ればよい。更に双方の人物經歷聲望等を公平に比較し、何れが最もよく奉公の任を果たすに適するや、何れが最もよく大事を托するに足るの人物なりやを間違なく判斷し得るならば、それで十分である。此位の判斷は相當の教育を受け、普通の常識を備ふるものには誰にも出来る。必ずしも個々の問題について自家獨自の積極的政見を有する事を必要としない。此點に於て今日の開明諸國の人民は、概して民本主義の政治を行ふに妨げなき程度には發達して居るものと斷言して差支ない。然るに世の立憲政治の運用の思はしからざるを嘆ずるものは、動もすれば其原因を國民の思想の足らざ

るに歸する。前記高田文相の訓示の如き亦其傾がある。けれども我々の見る所によれば、勿論國民に今少し憲政思想を知らして置くのは必要と思ふが、然し今日の我國民は、決して憲政の運用に適せざる程に低い程度のものではないと信ずる。而かも尙憲政の運用意の如くならざるものあるは、寧ろ其責任を世の先覺者の頑迷固陋なる思想と態度とに歸せざるを得ないと思ふものである。今日の元老・大臣以下幾多の政客の腦中に、果して憲政の根柢たる民本主義を徹底的に了解して居るもの幾人ありや。更に進んで民本主義の忠實なる僕たる事を以て名譽とするもの果して幾人ありや。社會の上流に在るものが、眞に憲政の本義を體得するにあらざるよりは、憲政の完成は容易に期し難い。今日の人民が、文相の指摘して居るが如く、總選舉の場合などに時々醜穢な手段に惑はされて不都合な所爲に出づる事は、予も亦之を認むるけれども、然し之なども實は人民其者の罪といふよりは、寧ろ大部分は制度の罪であると思ふ。賄賂を取り得べき地位に置かれて而か

も潔白を維持するの困難なるは、下層の人民も宮内大臣も海軍大臣も同一である。制度の上で醜穢な手段の出来ないやうにして置けば、最も正直に賄賂などに手を出さないものは恐らく人民であらうと思ふ。

尙予は更に所謂少數賢者の政治なるものは、其名美にして其實弊害の頗る大なるものある事を指摘するの必要を感ずる。世人は動もすれば賢者は常に少數である。故に最良の政治は少數者の政治であらねばならぬ。之に反して多數者の政治は所謂衆愚政治に陥るといふ。之も一應は眞理である。けれども少數政治は常に暗室の政治であるといふことを忘れてはならぬ。如何に立派な人物でも、他人の見てゐない所では兎角過を犯し易い。閑居して不善を爲すは獨り小人の事ではない。君子と雖も其獨りを慎む事を以て昔から最も困難なる修養として居つたではないか。況んや少數者の政治といつても、何時でも聖賢の如き君子人のみ其局に當ると限らないに於てをや。制度としては、どんな人物が其局に當つても悪い事の出来ないやうにして置

かなければならぬ。即ち惡い事の爲し得る機會を作らないのが制度の眼目である。金を貧る機會が與へらるれば、神聖なる宮内大臣でさへも賄賂を取つたではないか。凡そ政治上の事は、萬人環視の中で最も公明正大に行はるゝやうにしなければならぬ。我國に於ては所謂瀆職問題といふ事が毎度矢筈しい。之れ皆政治を秘密の中に弄ぶ所より來る弊害である。多數政治の形式を取りてさへ、其運用に最も鋭敏なる注意を拂はざれば、動もすれば蟲がつき易い。況して少數政治の如きは、制度としては何よりも先に排斥せねばならぬものである。世間の人は、議會の不體裁とか、議員の不體裁とかを擧げて、動もすれば多數政治の醜穢を云々する。無論多數政治にも訓練を加へざれば幾多の弊害を生ずるは免れない。殊に多數政治は徹底的に之を行はざれば往々にして其弊却つて少數政治よりも大なる事がある。然しながら大體から云へば、少數政治は密室的の政治なるが故に其弊害は多くは天下の耳目に觸れずして済み、多數政治は明けッ放しの政治なるが故に

微細の缺點を誇張して數へらるゝの傾がある。故に最も公平に、最も精密に、其弊害の性質・分量を比較したならば、少數の政治の方或は遙かに多數政治を凌駕して弊害の著るしきものがあるだらうと思ふ。

斯く云へば、民本主義の政治に於ては少數賢者の階級は全く用のないものかの如くに誤解するものもあるが、之は決してさうではない。少數の賢者が獨立の一階級をなし、多數と沒交渉に政權の運用を專行する時には勿論弊害がある。けれども彼等が自ら謙遜つて多數の中に沒頭し、陽に多數者の意嚮に隨從しつゝ、陰に多數者の精神的指導者として公事に盡す時、彼等は眞の賢者としての役目を最も適當に盡すことを得るものである。抑も多數少數の兩階級の關係は、形式實質の兩面に分つて觀察するを必要とする。近代の政治は、其政治組織の形式的方面に於ては、多數の意嚮を第一とする。然しながら社會構成の實質的理想の方面に於ては、固より多數專制を容認するものではない。多數政治と言つても、文字通りの衆愚の盲動が政界を

支配するやうでは、國家の健全なる發達は期せられない。多數者は形式的關係に於ては何處までも政權活動の基礎、政界の支配者でなければならぬ。然しながら彼は内面に於て實に精神的指導者を要する。即ち賢明なる少數の識見能力の示教を仰がねばならぬのである。斯くて多數が立派な精神の指導を受くる時は、其國家は本當にエライものである。少數の賢者は近代の國家に於て實に此役目を勤むべきものである。若し彼等が其賢に誇つて自ら高しとし、超然として世外に遊び、降つて多數者の中に入りて之を指導する事を敢てせざる時は、彼等は實に其志を遂げ得ざるのみならず、國家の進歩にも亦何等貢獻すること能はずしてするの外は無い。彼等にして若し眞に國家社會の爲めに盡さんとせば其賢を以て精神的に多數を指導すると共に、又自ら多數者の役するところとなつて、彼等の勢力を通して公に奉ずるの覺悟がなければならぬ。斯くの如く多數と少數との相寄り相待つ事の密接なる國が、最も健全に發達するのである。少數の政治は弊害

もあり、又勢としても之を今日回復する事は出来ない。さればと言つて多數の政治は少數賢者の指導なしにはもと健全なる發達を見る能はざるものである。二者相待つて初めて憲政は完全なる發達を見る事が出来るのである。此關係を政治的に見れば、多數の意嚮が國家を支配するのであるけれども、之を精神的に見れば、少數の賢者が國を指導するのである。故に民本主義であると共に、又貴族主義であるとも言へる。平民政治であると共に、一面又英雄政治であるとも言へる。即ち政治的民本主義は精神的英雄主義と渾然相融するところにて憲政の花は見事に咲き誇るのである。若し此二者の關係が彼此相疎隔せんか、其國は決して圓滿なる發達を見ることを得ない。二者の疎隔によつて苦んだ國は古來其例に乏しくない。或は指導者なき平民の盲動は革命的暴虐となつて國家を塗炭の苦みに陥れた事、革命當時の佛國の如きあり、或は節操なき衆愚が少數奸雄の操縱利用するところとなつて、國民全體の利益を蹂躪して顧みざる事、現代の墨西哥の如きがあ

る。憲政をして其有終の美を濟さしめんとせば、政策決定の形式上の權力は、思ひ切つて之を民衆一般に歸し、而かも少數の賢者は常に自ら民衆の中に居つて其指導的精神たる事を怠つてはならぬ。此點に於て予は、我國の元老を初め、其他所謂官僚政治家等の態度に甚だ嫌焉たるものがある。何となれば、彼等は皇室の殊寵と、國家の優遇とを忝うしながら、其最高の地位を利用して時に無責任なる干涉を政界に加ふるの外、敢て自ら高處して民衆に接せず、却つて民衆的勢力を敵視するが如き態度を取つて居るからである。彼等が斯く近代政治の本義を了解せざるは我等の頗る遺憾とするところであるが、殊に彼等が少數賢者としての社會的職分を怠りて敢て民衆指導の任に當らざるは、國家の爲めに非常な不幸と言はなければならぬ。一般の民衆は、何と言つても實際に於ては案外に、社會的、歴史的の榮譽尊稱といふものに過分の尊敬を拂ふものである。歴史的社會的の權威を自らに固有する貴族などが、同時に實力に於て高等の人才であり、而して彼等

が集つて民衆を指導するの任に當る時に、民衆は喜んで其指導に服するものである。獨逸が彼が如く制度の上に於て民本主義の徹底的實現を妨げて居りながら、而かもよく國運の隆々たるは、上は皇族より貴族富豪の末に至るまで、彼等が悉く社會的に歴史的に優等階級たるのみならず、其實力に於て又優等階級として平民の敬意を集めて居るが故である。憾むらくは我國に於ては、社會的、歴史的の優等階級は必ずしも實力の優等階級ではない。之れ己に社會の一缺陷である。而かも實力の優等階級も亦多くは謙遜つて民衆の友、民衆の僕たることを甘んぜない。それ更に大いなる社會の缺陷である。予は憲政の健全なる進歩の爲め、否な社會國家の興隆の爲めに、深く少數賢者の反省を求めたい。殊に貴族富豪の大に反省して自ら治むるのみならず、又其子弟の教育に眞面目に注意する所あり、以て國家の優遇に應ふところあらん事を望まざるを得ない。

第三に更に一步を進めて斯う云ふ批難をする人もあ

る。曰く民本主義は一般人民の意嚮を重んずると云ふけれども、然し一般人民の意嚮、即ち所謂「民意」なるものは本来實在するものではない。少くとも衆愚は被動的に少數野心家の煽動に乗つて彼方此方に盲動することはあるけれども、能動的に或る一定の目標に向つて意識的活動をなすものではない。故に民意を取つて政策決定の標準と爲すと云ふが如きは畢竟空論である。此の論は民本主義の理論上の基礎たる「民意」の實在に對する疑である。抑も民意なるものゝ果して實在するや否やは哲學上社會學上大なる問題であらう。勿論民意と云ふ大いなる意思を有つて居る人格者が眼に見えて存在して居る譯ではない。故に目に見ゆる個々の具象のみに執着する所謂懷疑派に屬する學者が、多數人民の雜然たる集團に意思の主體たるの資格を認めざらんとするのは固より怪むに足らぬ。然れども社會萬般の事象を洞察達觀するものに取つては、此見ざる意思の主體を認識することは決して困難ではない。最も我々の社會に於ては、同一の問題に就ても各

種の意見が色々行はれて居るもので、何が多數の輿論なりやは容易に之を決することは出来ないものである。けれども此等の雜然たる社會の議論は恰も時計の振子の左右に動搖して止まざるが如く殆んど安定するの日なしと雖も、然し乍ら此等の議論が自ら或る一定の中心に向つて其周圍に動きつゝあるものなることは少しく物事を深く觀ずる人の見逃さざる所である。懷疑派の人は動搖のみに着眼する。我々は動搖の陰に不動の中心あることを認識する。社會の輿論と云ふが如きものも、現に我々は我々の居る現在の社會の事はよく分らないものであるけれども、暫らく時間空間の關係に於て我々を第三者の地位に置く時は、略ぼ其社會の民衆は何を希望し、何を目的として動いて居るかが想定せられないことはない。勿論人各々觀る所を異にし、何を以て其の社會の民意なりとするやに就ても、必ずしも議論の一致を見る事が出来ない場合もある。然し乍ら、兎に角今日の學界の多數説としては所謂「民意」の實在を疑はぬ様である。此事は尙學問上大に

論辯するを要する問題であるけれども、餘りに専門的になるから茲には之を略する。唯、民本主義の主張は、一部の論者の難するが如く、實在せざる「民意」と云ふ假定を前提とした荒唐無稽な説で無いと云ふことを承知して貰へばそれで可いのである。

以上を以て予は民本主義に對する各種の批難を辯駁した。政權運用の終局の決定を民意に置くの不當ならざるは之を以て明白になつたと思ふ。扱て之より我々は愈々此主義を實際に適用すれば如何なるかと云ふ問題の研究に移らねばならぬ。

前述の如く、民本主義は一般民衆の意向に據つて政策を決定すべしと云ふのであるから、之を極端に徹底せしむる爲めには、人民全體が直接に政權に關與することにならねばならぬ道理であるが、是れは事實不可能なる事論を俟たぬ。人民全般の直接政治は、古代希臘の都市的國家に於ては普く行はれたと稱せられて居るが、成程地域の狭い、人口の少き此等の小國家に於ては、或は此方法は可能であつたらう。夫れでも少く

とも幼年と婦人とは政治圏内より除かれて居つたやうである。否、青年の男子と雖も、都會の住民即ち市民の外は、此公權を與へられて居なかつた。それは都市的國家は漸次其領域を都會以外の周圍に擴張したのであるが、此等新領土の住民は悉く奴隸として遇せられ何等の自由を與へられなかつたからである。されば古代の小國家に於ても、人民の直接政治といふものは文字通りには行はれなかつたのである。況んや今日の如く地域も人口も廣大なる國家に於ては、到底人民の直接政治は行はれ得るものではない。幼年並びに婦人を除いて、直接政治に干與し得るものは之を公民權を有する男子に限ると見ても、其數は非常なものである。之を皆洩れなく直接に政治に干與せしむるのが一番よく民本主義の主張に合するやうに見えるけれども、事實上到底行はれない。そこで今日では、此等の人民は間接に政治に干與し、直接には自らの代表者を舉げて之に一切の政治を掌らしむるといふ方法を取る事となつた。是れ即ち今日の代議政治なるものである。即ち人

民は、全體としては直接に政治に與るの煩に堪へないから、自分達の代表者を公選し、其選に當つた代議士をして自分達に代つて公事に盡さしめんとするのである。即ち人民より見れば一種の間接政治である。代表者が政治するといふ點より見れば代議政治である。斯くして此代議政治は今日の立憲諸國に於ては、民本主義的政治の唯一の形式となつた。

代議政治

前段に於て予は、民本主義の要求を極端に徹底せしむる爲めには人民の直接政治とならねばならぬけれども之は今日の國家に於ては事實不可能なるが故に、遂に變則の様ではあるが代議政治といふものが今日行く行はるゝ事になつたといふことを説いた。然らばこゝに自ら吾々の頭の中に問題となるのは、所謂代議政治なるものは、民本主義の理想には協はないものであるけれども、外に致方がないから止むを得ず之に依つて居るものと見るべきや、或は又他の方面からの證明の

結果として、代議政治の方が却つて之を實際に行つて直接政治よりもよりよき結果を生じ得るものであると見るべきやの點である。代議政治はどの途今日之を止める事は出来ない。之れ丈は疑は無いが、只其價值については、前記の如く消極的意義を認むるに止るものと積極的意義を認むるものととの二様の見解が起り得るのである。

先づ英吉利の學者政治家の間には代議政治の價值を謳歌するものが非常に多い。尤も英吉利の政治學には、理論としてはいろ／＼間違つた謬説が多い。然しながら其政治的諸制度の實際的價値の認識に於ては概して其判斷を誤らない。されば代議政治についても、それが果して理論上民本主義の要求に合致するや否やといふ様な方面の議論は比較的疎かにされて居るけれども、實際の運用上代議政治の良好にして、人民の直接政治の方は寧ろ之に比し遙かに弊害多いといふことは、夙に深く一般の識者から認識されて居つた。彼等は實に代議政治あるが故に、一般國民は國內少數の賢者を適當

に利用する事が出来、又國內少數の賢者も此制度あるが故に人民の監督の下に己れを節制して十分に其才能を振ふ事が出来ると信じて居つた。國內の民衆悉く積極的に起つことは事實上不可能でもあり、又強いて之を起たしむることが實際上決して得策でないといふことを、彼等はよく知つて居つた。人民一般が悉く理想の高度の發達をなし、總ての問題に積極的の意見を立て得るやうになれば格別、然らざる以上は、實際政治の運用を少數者に托し、一方には意見人格の批判によつて何人に之を托すべきやの選擇を誤らず、他方に於て自己の擧げたる少數者を監督するといふことを以て満足するの外はない。然らば代議政治は、今日の程度の民衆を基礎としては最良の政治にして、一足とびに直接政治に行くことは寧ろ危険であるといはねばならぬ。只代議政治は中間に代表者の這入る仕組なるが故に、之を如何に制度の上に組織するや、又之を如何に運用するやに従つて、得失利弊一ならざれども、只抽象的の議論としては、代議政治は事實止むを得ざるに

出でた方法とのみ見るべきものではない。夫れ自身亦直接政治に優る美點もあるといへる。而して此説が特に英吉利に盛んに行はれて居るのは、一つには英國人が代議政治の運用を誤らず、之によつて相當の美果を收めて居るが爲めであらう。

代議政治の運用意の如くならざる他の國に於ては、此種の議論は英國程は盛に唱へられて居ない。然らば此等の國に於ては如何なる議論が唱へられて居るかと言ふに、曰く、民本主義の現想から言へば人民の直接政治が一番よい。然し之が不可能なるが故に止むを得ず代議政治に據つた。而して代議政治は民本主義の要求を如實に現はしたものでないから、夫れ自身固有の缺點を有するものである。只之を措いて外に我々はヨリよき制度を知らないから、止むを得ず之を採用して居るのである。されば我々は之に由つては完全に民本主義の要求を満足する事が出来ないことは初めより之を認めざるを得ない。代議政治に伴つて種々の弊害に困むのは、此點より見て實は怪むに足らないのである。

と。此説は我國にも往々にして之を聞くが、西洋に於ては大陸諸國に於て屢々耳にする所のものである。而して此説は從來、如何にかして其弊害を減少せんとの希望からして、いろ／＼の矯正策の研究を促した。尤も現在の代議制度に對する改善矯正の必要は、第一種の代議制度を謳歌する者の間にも講究されて居つた。此點から見れば代議制度の改善矯正といふ問題は實は兩者共通の問題であつた。只異なる所は、後者は現在の代議制度の弊害を以て代議制其物に固有なる缺點に源を發するものなりとなし、前者は代議制其物には何等の缺點あるにあらず、只之が組織並びに運用に宜しきを得ざるものあるが爲に改善の必要ありとするにあつた。即ち其短所弊害の由來本質に關する見解を異にして居つたのであるが、研究の方面は兩者略ぼ同一であつた。或は選舉法を改正するか、或は議院の組織を改善するか、共に同じやうな事を着眼して居つたのである。然るに最近に至つて此第二種の考は段々極端に走つて終に或は全然代議制度を無用とするの説を生

じ、或は又代議政治の基礎に重大なる動搖を來たすが如き新制度の採用を説く者を生ずるに至つた。

代議政治の無用を説く者の中に、貴族政治に復らんとする者あることは已に説いた。然し之は民本主義を否認するか、少くとも其當然の適用を枉ぐるものであるから今茲に問題とする限りではない。茲に問題となるのは、初めから民本主義を承認し、之に極端に忠實ならんとするの口實の下に代議政治の無用を説くの説である。即ち代議政治は民本主義の理想に合致しない。從來は外に仕方がないから我慢をして居つたけれども、其弊の甚だしき、最早今日は我慢が出來ぬといふ立場から、遂に代議政治は民本主義の要求に應ぶるの外貌の許に、實は民本主義に敵するものなりとなし、眞に民本主義に忠ならんと欲する者は須らく代議政治を眞向に否認せざるべからずと論ずるに至つたのである。此議論の明白なる代表者は、近時佛國に起つて伊太利、英吉利、亞米利加等に段々蔓延して居るサンジカリズムの議論である。彼等は曰く、選舉といふ段階

は、多くの場合に於て、選舉人と被選人との意思的支配關係を紛更し、民衆一般の意思の正當なる代表は議會に於て曲げらるることを常とする。故に議會制度は、民衆の意思をして政治上に於ける終局の權威者たらしめんとするの本來の理想を決して完全に實現するものではないと。斯ういふ立場から、代議政治の効用を疑ひ初めたのであるが、更に下層の勞働者は、從來の經驗に徴して、議會が到底勞働者の支配の下に來らざることを見、つくづく此感を深うした。元來下層民衆は、數に於ては遙かに中流上流を凌駕する。故に彼等は代議政治の下に於ては自己の代表者を以て容易に議會の多數を占領することを得べしと考へ、斯くて結束して社會黨といふものを作つたのである。然るに實際彼等によつて舉げられたる代議士は、其數に於て思ふ通り多きを得ざるのみならず、一旦當選をするると其選舉區内の多數者たる勞働者よりも寧ろ其區内の有力なる有産者の左右する所となり勝である。其外無論いろ／＼の細かい理由もあるが、兎も角議會によつて下層民衆

の目的を達せんとする當初の期待は經驗上木に縁つて魚を求むるよりも困難なる夢想に過ぎないものとなつた。是に於て彼等は代表の名に惑うて安心するの危険を絶叫し、議會によつて自家階級の目的を達せんとするの思想を斷じて排斥すべきものなりと叫び、所謂「政治反對」の旗印を翻した。「政治反對」とは實は選舉を基礎として立つ一切の政治に反對するといふことである。彼等は、國家が選舉權を勞働者に與ふるは、宛かも砂を投じて吾人の目をくらますが如きものなり、此虚偽の好餌に迷うて勞働者の敵と事を共にする勿れと稱し、此點に於ては社會主義者に對してすら激烈なる反感を示して居る。何となれば、社會主義者は選舉に於て他の階級と争ふからである。サンジカリストは假令社會主義者の候補者に向つても斷じて投票してはならぬと警告して居る。然らば彼等は如何なる手段によつて其目的を達せんとするかといふに、即ち「直接行動」といふことを説く。選舉だの議會だのといふことは、法律其他の國家的の間接の設備を俟つのである

からそれでは駄目だ。労働者は、須らく自ら直接に且つ現實に自分の力に訴へて目的の貫徹を計らなければならぬといふ所から、思ふところを直接の行動にあらはせと説くのである。而して今日此直接行動は實に腕力の形式をとつて居る。此事について彼等は言ふ。我々は直接行動を現はすに必ずしも暴力に訴ふる積りはない。けれども今日上流の階級が我々を壓迫するのは實に此腕力的手段によつて居る。然らば我々の自己解放若くは自己防衛の運動も亦同じく腕力的手段に出づるは止むを得ないと。斯くて彼等は或は示威運動をなし、或は同盟罷工をなし、殊に彼等は罷工の範圍を鐵道、炭山、電燈等、凡そ人類の日常生活と直接密接の關係ある種類に選み、最少の勞力を以て最大の苦痛を社會に與へ、以て社會を屈して自家の要求を無理にも容れしめんと企てゝ居る。彼等は國家を無視し、現に『労働者には祖國なし』と稱し、『愛國の美名に迷はされて上流階級の奴隸となること勿れ』と教へて居る。従つて戦争などに際し、一國が危急存亡の淵に臨んで居る場

合でも、特に武器彈藥の製造所などを擇んで、彼等は労働者を煽動し、以て國家に甚大の苦痛を與へんとして居る。戦争の場合に、直接之に關係ある労働者に總同盟罷工を實行せしめんとするのは、サンジカリズム年來の宿論にして、年々の決議にも此事は現はれて居つた。

右は極端な例であるが、そこまで極端に奔らなくとも、代議政治の缺點を認めて之に重大な補正を加へんとするものに、彼の人民投票の説がある。即ち此説は、民本主義の本來の主義から言へば人民が直接に政策の決定に與つた方がよい。けれども總ての場合に人民の意見を聞くといふことは事實不可能である。けれども、代議政治のみに任して居つては民本主義の要求は十分に貫徹するを得ない。爲めに時々民意に反する政策の決定を見る事があるから、普通日常の事務は從來通り代議政治に任ずとして、國家の重大事、殊に人民の生活關係の上に直接重大の影響を及ぼす如き事項に限つては、例外として人民全體の投票を求め、以て代議政

治の缺點を補ひ、民本主義の要求を少しでも十全に貫くといふことにしたい。斯ういふ趣意で最近人民投票といふことが諸國に於てポツ／＼唱へらるゝやうになつたのである。尤も一概に人民投票といふても細かく見ると之に二つの種類がある。第一は洋語イニシアチヴといふもので、人民の方から進んで或る種の立法會議に建議するのである。之は最近瑞西を始め米國の二三州に認めらるゝもので、全然新しい制度である。之に反して第二は議會で決定した事を更に人民に諮るもので、洋語レフェレンダムと稱するものである。此制が代議政治の缺陷補正の意味で憲法上に認められたのは十九世紀中葉以來の事であるけれども、制度其ものは實は近頃(近頃)に初つたものではない。此制度は十五六世紀の頃から瑞西の諸國に洽く行はれたものである。近世の意義に於ける憲法の上に此制度の認められたのは、一八四八年瑞西國の一州スウイッ國が初めてであり、次いで一八六九年同じく同國の一州チューリッヒに行はれ、それから各州に擴つたといはれて居

る。一八七四年の瑞西聯邦の憲法も亦之を認めて居る。尤も此等の制度を細かく調べて見ると、或はこれ／＼の問題は必ず人民全體の票決を得なければならぬといふ所謂義務的のものあり、又は人民の一定数の要求、若くは聯邦に屬する何州以上の要求ある時は人民投票を行ふといふ選擇的なものもある。其細目の點は區々として一に歸せないが、然し此等の制度は瑞西諸國に於て其初め特別の理由によつて永く行はれ來つたので、代議政治の缺點を補ふといふやうな新しい考で出來たものではない。瑞西聯邦の憲法に之を認むるも、當初の主意は舊來の情性として之を認めたに過ぎない。されは新しい考に基いて此制度の採用された最初の憲法はといへば、一九〇一年一月一日から行はれた濠洲聯邦の憲法を數へねばなるまい。此憲法は其第百廿八條に於て、凡そ憲法の改正案は先づ議會の各院に於て絶對多數によつて通過し、夫れから、二ヶ月以上六ヶ月以下の期間内に、各州に於て下院議員の選舉權を有する人民の票決に附するを要すると定めてあ

る。此憲法の外には之を實際の制度として採用して居るものは餘りない。

何故に人民投票制は實際上餘り採用せられて居ないか。そは思ふに、理論は別として實際は極めて之を行ふに不便であるからであらう。第一人民全體の意見を聞くといふことは、問題を「然り」「否」によつて決し得るが如き最も單純な形にしなければ事實行はれない。それにしても此方法の實行は事實極めて困難で且つ不便である。尤も地域人口の狹少なる地方町村などに於ては比較的行はれ易い。それでも住民の密集して居る都合でならば幾分行はれ得るも、然らざる村落では極めて結果がよくないといふことである。地方團體に於て人民投票を行ふの例は、瑞西國に於て相當に頻繁に之を見るが、其結果は公平に言ふて非常な不都合もないが、さればと言うて代議政體の缺點を補ふといふ程の積極的利益も亦無いとの事である。然らば徒らに面倒な手数をかけて馬鹿げた無用の事をするといふに過ぎない。斯ういふ風に觀られて居るので人民投票と

いふことは詰り實驗上餘り好結果を奏せないものとなつて居る。けれども理論の上からは、今日尙歐米の諸國に於ても之によつて代議政治の缺點を補ふべしとの議論が時々唱へられて居る。

斯の如く、人民投票は代議政治の缺點を補ふとは言ふけれども、實際の効用は極めて少い。のみならず之を頻繁に行ふ時は、代議制の根柢を動搖し、其圓滿なる發達を妨ぐるの恐がある。故に代議政治が比較的よく運用されて居る國に於ては、此問題は從來餘り唱へられなかつた。然るに不思議にも此問題は近年に至り、代議政治の本場とも言ふべき英吉利に於て頗る盛に唱へらるゝ事になつた。之によつて人或は英國に於てすら斯の如し。代議政治はいよく世界の信用を失ひ今や正に衰亡に近けりといふものがある。然しながら暫く皮想の觀察を止め、英國に於て此議論が如何にして、又何故に唱へられたかを、少しく詳かに考察して見るならば、吾人は容易に右の論者の説の必ずしも正當に非ることを了解するであらう。なぜなれば、英國に於

て近年レフ、エレンダムの説は、統一黨が自由黨の挑戦に應じ、其強襲的壓迫を押し除けんが爲めに唱へられたのであるからである。英國では、人も知る如く、下院に於ては選舉の模様によつて或は統一黨多數なることあり或は自由黨多數なることあり、彼此相交代するけれども、獨り上院は統一黨が五分の四以上を占めて恆に變ることが無い。従つて統一黨が内閣を組織する時は、政府と上下兩院の議とは容易に纏まるけれども、自由黨が天下を取つて居る間は、政府は常に上院に於て統一黨の反對を招ぐことを免れない。そこで自由黨政府はグラットストン以來常に此上院の反抗には困んだものだ。而して現自由黨政府も先年まづロイド・ジョーヂの財政改革案に於て上院と大衝突を來した。而して今度の戦争前に在つては、夫のアイランズ自治問題について、復た上下兩院相反撥して居つたこと、人の知るところである。而して自由黨政府は、上院を今のまゝにして置いては到底自由黨政府の政策は之を實行するに由なきことを思ひ、爲めに先きに二

つの案を立て、上院に肉薄せんとしたのであつた。一つは新たに數百の新貴族を作り、之によつて上院に於ける自由黨員の數を統一黨より多からしむるの案、他は衆議院の決定に對しては一定の條件の下に上院は必ず服従せねばならぬといふことに定むるの案である。而して第一は貴族院に根本的革命的の改革を加ふるものなるが故に、之は最後の手段として取つて置き、差し當つては先づ第二の案を以て貴族院と争ふことに決したのであつた。委しく言へば、財政的法案に關しては、下院の決定に對して上院は異議を挾まざることをなし、其以外の一般的法案については、下院に於て三度續いて之を可決したる場合には上院の否決に係らず、國王の裁可を得て之を法律とすることが出來るといふことに定めんとした。尙此事は後に再び詳しく述ぶるが、兎に角自由黨政府は斯くの如き案を具して上院の反對黨に屈服を迫つた。若し之に應ぜずんば、已むなく政府は新自由黨貴族を澤山作つて貴族院に根本的改革を加ふべしと威嚇した。此時在野黨は、黨内に

無論いろいろの異論があつたけれども、結局最後の致命的打撃を貴族院の組織の上に蒙るよりも、政府の提案を容るゝ方がまだしも得策だと云ふので恨を吞んで屈服した。が此際統一黨員中には、退つ引きならぬ政府の此強襲に對して萬一の活路を見出さんが爲めに、人民投票と云ふことを唱へ出したものがあつたのである。抑も此問題を主題として争つた總選舉の結果は不幸にして政府派の勝利に歸した。政府黨が多數を占めて居つては屈服するの外はない。が、然し萬に一つ人民投票で此勢を翻すことが出来ぬとも限らぬ。而かも人民投票は人民を重んずると云ふ英國本來の政治主義に一見よく適合するので、擬てこそ統一派は萬一を僥倖して最後の決斷を人民の投票に求めんと主張したのである。必ずしもレフエンダムを以て本來推奨に値するといふやうな確信に基いて唱へられたものではなかつたやうだ。之と同じ理由の許に此のレフエンダムの説は去年の春頃にも特に矢筈しく唱へられてあつた。そは即ち愛蘭自治問題の討議の際に於てである。

前にも述べた上院の權限を縮少せんとするの法案は、一九一一年八月、國王の裁可を得て「議會法」として發布になつたのであるが、政府は今や此法律に依つて愈々愛蘭自治問題を解決せんと決心して居る。元來此問題はグラットストン以來自由保守兩黨の火花を散らして相争へる歴史的難題である。之で敗けては大政黨の面目が立たない。そこで反對黨は凡ゆる手段に訴へて政府の施設に妨害を加へた。果ては愛蘭東北の一角アルスターの統一黨員を煽動して内亂を起さしめんとさへした。ロード・カーズンの如きは、自ら此義軍の頭領たらんと豪語して愛蘭に赴いたのであつた。恰度戰爭の直ぐ前、英國政界の危機は正に其頂點に達し、獨逸は爲めに英國は最早外を顧みるの餘裕なかるべしと想像したとさへ傳へられて居る。それ程の大問題であつたから、統一黨は如何にもして愛蘭自治の實現を妨げんと欲し、其手段としてこゝに亦レフエンダムの説を唱へ出したのである。在野黨は曰く、斯くの如き重大なる問題は、出来るだけ鄭重の手續を盡くし、

念には念を押すを至當とする。夫れには議會の決議だけでは不充分である。この外更に人民一般の意見をも直接に徴して、眞に民意のある所を慎重に究めてから、決行すべきである。斯の口實の許に彼等は熱心に人民投票の説を主張したのである。さて内亂の徴いよいよ明白となるや、政治家の中頗る形勢の重大を憂慮するものあり、在朝在野兩黨の間に立つて親切に斡旋の勞を取るものさへあつたが、其際にも矢張り妥協の條件としてレフエレンダムの説を擔ぎ出すものがあつた。在野黨は曰ふ、此方法でいよく敗北をすれば、其時には立派に兜を脱ぐ。然し之に由つて眞に民意のある所を明かにせざる以上は、假令議院多數の決議ありと雖も直に之に屈する事は出来ない。斯う云ふやうな理由で英吉利に於ては最近レフエレンダムの主張を見たのである。此等の沿革を明かにする時は、英國の政治家が一般の主義としてレフエレンダムを賛し、之を目して必ずしも代議政治と相並んで其缺點を補ふに足るものと爲せるに非ざることは明白である。

以上の如く今日代議政治に對しては、此制度に固有する缺點を認むるものあり、而して其中には或は此制を絶対に非認するものあり、或は之に重大なる補正を加へんとするものもあるが、然し此等の説が實際上何れも大した勢力のある説でない事は、已に明白であると思ふ。然し乍ら代議政治の缺陷を認むる一派の説は之で盡きたのではない。中には代議制に伴ふ諸々の制度の上に種々の改善を加へて、其圓滿完全なる發展を見んとする議論も亦相當に強く唱へられて居る。此事は、我々のまた注意せねばならぬ所である。而して此種の改善論は代議政治其物に固有の缺陷を認めざるもの之間にも唱へられて居る事は、已に述べた通りである。之を要するに代議政治に固有の缺陷を認むるものも、或は之を以て民本主義の要求を完全に満足せしめ得べき性質を有する制度なりと認むるものも、共に代議制の今日の儘に放任し置くべからざるを説くのは同一である。換言すれば彼等は皆之に幾多の改善を加へざれば、代議政治は其儘にては憲政の本旨を達し得

るものに非ずと認むるに一致して居る。斯くて今日では、代議制度が幾多の改善の加へらるべきものなる事一般に認められて居る。是れ則ち我々が更に大に研究努力して憲政有終の美を濟さしめざる可からずといふ所以である。然らば問ふ。今日の代議政治の許に於て、吾人は其の如何なる部分に如何なる改善を加ふるを以て當面の急務とするか。

代議政治に於ても政界の根本勢力の、人民に在らねばならぬことは言ふを俟たぬ。然るに如何なる形式の政治に於ても政權の實際的運用を司るものは常に廣義の政府である。而して此政府の行動に對して人民は直接に之を指揮監督するにあらず、代議士團と云ふ仲介者をして其任に當らしむるといふのが、代議政治の特色である。茲に於て、代議政治に於ては、此仲介者がよく民意を尊重し且つ適當に政府を監督すると云ふことが、最も肝要な事になる。斯くて我々は、代議政治に於ては最も着眼を要する二つの方面があると云ふことを認めざるを得ない。一つは人民と代議士との關係

である。他は代議士と政府との關係である。此兩種の關係が民主主義の本旨に従つて最も適當に組み立てられて居る時に代議政治の運用が其宜しきを得るのである。然るに多くの立憲國に於ては、此兩種の關係が不幸にして其宜しき得て居ないこと決して珍らしくない。爲めに所謂立憲の諸制度は徒らに形のみ備つて而かも其運用の實果擧らず、以て民主主義の本旨と背馳するもの亦極めて多い。故に我々は此兩面の關係を一一立ち入つて吟味し、如何なる點に缺陷の伏在するやを調べ、以て憲政の順當なる發達を阻礙する要素あらば速に之を取除くを心掛けねばならぬ。

人民と議員との關係

人民と議員との關係について最も大事な點は、人民が常に主位を占め議員は必ず客位を占むると云ふことである。此關係を正當に維持する事は、憲政運用の上にも最も肝要とする所である。凡そ憲政の弊害は總て此の關係の逆轉から來る。獨り議員人民の關係ばかりで

はない。議會と政府との關係も亦同様である。政府を監督すべき議會が政府の籠絡する所となる時に多大の弊害を生じ、又之と同じく議會を監督すべき人民が議員の操縱する所となる時に、憲政の運用はこゝに幾多の醜惡なる腐敗を以て滿たさる。政府は利を以て議員を誘ひ、議員亦利を以て人民を惑はし、斯くして主客其地位を轉倒して憲政の組織はあらゆる惡德を以て滿たさるゝ事になる。故に我々は所謂政界の廓清を計りて憲政の順當なる進歩を見んとせば、先づ以て議員と人民との關係を正すことに綿密なる注意を加ふるを必要とする。而して之が爲めに採るべき方法は、差當り少くとも三つあると思ふ。

第一選舉道德を鼓吹する事

選舉道德を説くの必要なる事は、曾て拙著『現代の政治』中「議員選舉の道德的意義」の篇に詳かに説いたことがある。特志の讀者は別に之を參照せられたい。只一般讀者の爲めに簡單に其要點を申せば、元來道德には選舉道德だの商業道德だのといろいろの種類のあるべき筈のものではな

い。けれども我々はとかく、永い間我々の生活に關係のあつた事柄については、そこに一定の慣例因襲が出来るので、自然一種の社會的制裁の支配を受け、相當の德義を守るとなるのであるけれども、新奇の事柄が起ると、從來の因習しやうじもないので、全で德義を省みないと云ふやうな事に成り勝である。日本人同士の商賣に道德を守つても、相手が外國人であると丸で約束をも守らないと云ふが如きは即ち此爲めである。従つて選舉と云ふが如き新らしき制度の運用に當つては、兎角我々に道德が立派に守られない嫌がある。予輩は日本人一般の道德的思想といふものを押し並べて非常に低いものとは思はない。けれども選舉については、そが新らしい經驗に屬する爲めにや、甚だしく道德が無視されて居る事を遺憾とする。こゝに於て我々は國民に向つて大いに選舉道德を鼓吹するの必要を感じるものである。

然らば、如何なる點を篤と國民に了解して貰ふのかと云ふに、一つは我々の投ずる一票が一票としては甚

だ無力のやうに見えるけれども、然し之が實に國家の運命に關する重大なる價值あるものであると云ふことである。僅かの金錢や脅迫等の爲めに左右せらるゝには餘りに神聖なものであると云ふ事である。二つには投票は國家の爲めにするものであつて、地方の利益の爲めにするのではないといふ事である。地方的利益のみを着眼して選舉するのは、往々にして國家全體の利益を犠牲にするの結果を生ずるの恐がある。三つには選舉は我々の特權であつて候補者から頼まれてするものではない。我々が自ら進んで適當なる候補者を國家に推薦するのであるといふことである。此三つの點を泌みくゝと人民の頭に入れることが今日實に極めて肝要である。中にも第三の點は最も肝要であつて、此點が明白でないと、往々にして腐敗手段の跋扈を來たすことになる。即ち自分の特權と考へない結果として、或は田舎などで小作人が地主や資本家などの云ふ通りになるといふ現象を呈する。又選舉民を強いて選舉場に拉し來る爲めに投票勸誘人即ち運動人と云ふものが

必要になり、又選舉民に頼まれゝば投票するといふ考があるの結果として戸別訪問と云ふ馬鹿げた事が流行することになつたりする。是れ皆權利思想の明白でない爲めである。

立憲政治の選舉競争に、堂々たる候補者が戸別訪問をしたり又は多數の運動員を使ふといふことは、決して國家の誇りではない。而かも弊害の源は常に運動員に在ることは深く云ふを俟たぬ。若し夫れ一町一村の選舉民が二三の金持の云ふ通りになるやうでは、そこに隱密なる腐敗手段の盛に行はるべきことは問はずして明かである。故に我々は世の教育家其他の先覺者と共に、あらゆる機會に於て此選舉道德を國民に鼓吹したいと思ふ。若し當局者にして教育機關を通じて國民に立憲思想を鼓吹せんとする考があるならば、主として此方面を専ら鼓吹すべきであると思ふ。

然しながら選舉道德の本當の徹底は、實際上選舉權の擴張を伴はなければ効果が舉るものではない。選舉權を極端に制限して居つては、折角選舉權の尊ぶべき

事を説いても、國民の多數は之れ我に關はりなき問題なりとして深く意に留めぬだらう。恰度徴兵制度を布いてない英國の勞働者が、自らの仲間から出征軍人を出さない爲めに、頗る戦争に冷淡であるのと同様である。選舉に興味を有たしめ、選舉道德に多大の注意を拂はしめんとするには、どうしても廣く選舉權を一般に興ることが必要である。此事は後に選舉權擴張を論ずる際に更に精く説く的機會があらう。

之と牽聯して、モ一つ注意すべきことは、人民に與ふるに各種の意見を公平に聽取するの機會を以てするの必要なることである。換言すれば思想の自由、言論の自由を尊重して、人民をして妨げなく各種の意見に接し、其間に自由の選擇、自由の判斷を爲すことを得せしむることが必要である。予輩が先きに選舉道德を鼓吹するの必要を説きたるは、國民をして最も公正なる判斷をなさしめんが爲めである。利益や脅迫に動かざらんことを希望するからである。然し折角人民の心的準備が出来上つても、言論の自由が重んぜられずし

て、或る一種の思想、殊に民本主義の要求には餘り適合しないやうな思想のみが、人民の眼前に現はるゝやうでは、矢張り好結果を齎らすことは出来ない。立憲政治の妙趣は、人民の良心の地盤の上に、各種の思想意見をして自由競争をなさしむる點にある。所謂優勝劣敗の理によりて高等なる思想意見が勝を制し、之が人民の良心の後援の下に實際政治の上に行はるゝ點にある。之には思想言論の自由といふ事が必要である。

故に吾人は選舉道德を鼓吹すると共に、又大に思想言論の自由を尊重し又尊重せしめなければならぬ。而して茲に所謂「自由」とは、常に法律上の自由ばかりではない、社會上の自由をも意味する。元來思想言論の自由に對する壓迫は、獨り政府よりのみ來ると思ふならば誤である。屢々又民間よりも來るものである。政府の壓迫は比較的之を指摘し之を防禦するに易いが、民間の壓迫は、往々輿論の形に於て發現するが故に、之を戒むること、時として甚だ困難である。先年夫の乃木大將自刃の際、少しでも之に疑點を挾むものを國民

が非常に罵倒し迫害し、果ては其邸内に石を投げ込むと云ふが如き舉動に出でたのであつたが、之れなどは一面に於て大將の徳を懷ふといふ美德に淵源しても居るだらうけれども、他方慥に之は言論の自由に對する盲目的壓迫の明白なる一例である。新時代の國民の正に心して戒むべき事に屬する。此等の點も亦我々が識者と共に大に力を盡して其反省を國民に究めねばならぬ點である。

以上は識者先覺者の社會的に努力するに因て達せらるべき方面であつて、最も根本的の重要な點であるが、尙此外に之と牽聯して制度の上に改善を計るべき方面が二つある。一つは選舉取締りの事に關し、一つは選舉權擴張の事に關する。そこで、

第二に予は選舉法中、取締規則を嚴重にし且つ之を勵行することが必要であると主張する 屢々説くが

如く、憲政の運用に最も憂ふべきことは主客の顛倒である。議員が人民を籠絡する時は、必ず腐敗と惡政とが跋扈する時である。之に反して人民が議員を支配す

る時に、初めて憲政の運用は適當の順路を取る。故に議員と人民との間に行はるゝ醜穢の手段は、特に嚴罰を以て之に臨むの必要がある。普通刑法上の類似の罪に比して、選舉法上の罪は更に嚴重なる所罰を必要とするのである。然らずんば憲政は逆轉して天下は惡政の横行する所と爲らざるを得ない。故に取締規則を嚴重にし而かも之を嚴格に勵行するといふことは、極めて必要である。此點は各國皆共に心を注いで居る點である。細目の事は各國選舉法の比較研究に讓るが、此點については我國の選舉法も實は相當に嚴しく出來て居る。只遺憾に思ふのは其勵行に於て未だ十分ならざる所あり、甚だしきは往々政府自ら自黨の運動に對して此點を寛大に取扱はんとするの傾向ある事である。予輩は最も此點について情實の行はるゝを忌む。選舉罪惡は出來るだけ嚴しく之を糾斷するに非んば、憲政の成績は舉るものではない。

尙取締規則の事についてモ一つ更に注意すべきは、立憲政治に於ては、例へば收賄罪の如き場合に於て、

取るものよりも寧ろ與ふるものの罪を重くせねばならぬと云ふ事である。凡そ人間はいくら立派に爲つても、誘惑を蒙り易い地位に置けば、人情として之に陥り易いものである。故に如何に選舉道德を鼓吹しても、賄賂などを使ふものがあつては、選舉界の廓清は期せられない。現に買収の歴史を見ても、多くは選舉人より之を求めたるにあらずして、議員候補者の方より之を提供するのが常である。故に大體に於て人民には罪がない。與ふるものがあればこそ、之を受くるのである。而して賄賂の行はるゝは、選舉を不真面目にするのみならず、後には選舉を自己の特權とするの觀念を弱め、結果が更に原因をなして、益々選舉界の腐敗を滋くする。故に選舉取締の規則に於ては、受くるものよりも與ふるものに嚴罰を加ふることにしなければならぬ。

次に、予は

第三に選舉權は出来る丈け之を擴張することが必要であると主張する。選舉權が限られて居れば、腐敗手段が無遠慮に行はれる。選舉權が極端まで擴がつて

來ると、到底買収などは仕切れなくなるのみならず、候補者は金錢其他の利益を以ては到底争ひ切れなくなるから、そこで初めて眞面目に自分の識見人格を赤裸々に民衆に訴へて競争するといふことになる。従つて又一面に國民は大に之に由つて政治教育を受くるの機會を得ることにもなる。今日の様に選舉權を制限して置いては、必ずしも自分の識見人格を訴へなくとも競争に勝てる見込があるから、政黨などですら甚だ民間の政治教育を疎略にして居る。故に選舉界の廓清を計ると云ふことから觀ても、又は民智向上の傾向を促進すると云ふことから觀ても、選舉權の擴張は極めて必要であると信ずる（『現代の政治』五一—五六頁參照）。尤も選舉權の擴張は以上の立場からばかりでなく、選舉の本質に關する理想上の要求としても唱へられて居る。そは、一體選舉といふことは廣く國民一般の代表者を擧ぐると云ふが本來の趣意である。尤も乾燥な法律論より云へば、選舉は委託に非ず、代議士は國民の代表者に非ずといふかも知れぬ。けれども政治

上代議士が立派に國民の代表者たることは一點の疑はない。従つて代議士は一部分の階級のみの代表者であつてはならない。故に其選舉に與るもの、範圍は、出來るだけ廣きを可とする道理である。昔は天賦人權などを楯として、凡ての國民の參政權を享有すべきを主張するものもあつたけれども、此論の今日に通用せざるは固より論を俟たない。一部の人は又今日國民一般の普く選舉權を有せざる可からざる所以は、國民が一般に納税と兵役との義務を負担して居るが爲めなりといふ者もある。然し此論も亦固より誤りである。何となれば、選舉權はもと國家に對する國民義務の報償として與へらるゝものでないからである。故に此等の論據より選舉權の普及を説くは誤りである。けれども、然し選舉の目的が本來國民一般の全體の利益を代表せしむるにあると云ふ政治上の根據は、今も昔も變らない。そこで我々は此本據から選舉權は出來るだけ廣き範圍に之を與ふるのが正當であると考へるのである。尤も出來るだけ廣き範圍に之を與へよと云ふのは、必

ずしも無制限に之を許せと云ふ意味ではない。選舉の目的を達する爲めに、必要上又は便宜上或る種類の制限を附することは、之を認めなければならぬ。例へば幼者、狂者、犯罪人、貧民救助を受けるもの、破産の宣告を受けたるもの等は、初めから之を除外せねばなるまい。又一年以上同一選舉區内に住所を有するを要すといふ條件の如きも、一つには名簿調製上の便宜の爲めに、又一つには定住なき浮浪の徒を除外する爲めに必要であらう。其以外に於て更に婦人を除くべきや否やは蓋し將來の問題である。今日の所は一般に選舉權は男子の専有に歸して居る。尤も婦人に參政權を與へて居る國もないではない。例へば露國の芬蘭議會、濠洲聯邦及び其各州、ニュージーランド、北米合衆國中の數州の如き即ち之である。歐洲に於ける獨立國としては那威が已に之を與へて居る。尤も那威に於ては、初めは女子に限つて相當の制限の下に選舉權を與へて居つたのであつたが、一九一三年以來、男子同様普通選舉制を適用する事にした。而して此等の國を外にし

て今日少くとも婦人參政權論が歐洲各國に盛であることは人の知る所である。

庶莫斯く理論上の要求としては出来るだけ選舉權を廣く與ふべしと云ふに拘はらず、實際上種々の制限を設けて居るもの近世各國中甚だ尠くはない。其理由にはいろいろあるが、其主なるものを挙げると次の二つあると思ふ。

第一は假令青年男子のみを取るも、其中には尙多數の權利行使に適せざるものがある。即ち選舉と云ふ公權を實行する程智見の熟せざるもの尠くないといふ所から、制限制度を是認せんとするものである。然しながら此説が非常に教育の程度の低い國に於ては適用あるかも知れぬが、今日の開明國には最早通用しない論である。其上今日の立憲政治は、人民に非常に高い見識を要求するものではない。此事は已に先にも詳しく述べたのである。今假りに一步を譲つて論者の説に一應の理ありとしても、權利行使に適するものと否とを何によつて區別するか。此點が甚だ明白正確でない。

今日現に不適者淘汰の標準として採用せられて居るのは、教育上の制限と財産上の制限と二つである。教育上の制限には、或は之を絶對的の要件とするものあり、即ち一定の學校教育を受けたものに非れば選舉權を與へずとするものがある。けれども今日は學校の教育のみが人類教養の有無を分つものではない。且又今日學校教育の非常に普及した世の中に於ては此標準は大した實用が無いかも知れぬ。何れにしても教育資格を絶對の要件として擧ぐるのは時勢後れである。次に或は之を財産資格に代るを得るものとするものがある。即ち先づ財産上の制限を設け、其制限に入らざるものも一定の教育あるものには選舉權を特に與ふとするのである。之は財産的制限の高い國には必要な制度であらう。現に洪牙利に行はれて居る。現に我國でも大隈内閣は之を採用せんとするの意嚮ありと傳へられて居る。又或は之を複數投票を與ふるの要件とするものがある。即ち國民一般は一票の投票權を一樣に有つて居るが、特に一定の教育を受けたものには二票三票を

與ふると云ふのである。現に白耳義及び獨逸のサキソニーに行はれて居るが、此方法は理論上は面白いが實際上は特權階級の擁護に惡用せらるゝの傾向ありとて、此等諸國に於ても批難せられて居る。此等三つの種類があるが、要するに教育上の制限ならば畢竟は蛇足に過ぎまいとは思ふけれども、之を設けても大した弊害はない。蓋し甚だしき高き制限に非らざる以上、教育の普及したる今日、此制限はあるも無きも同一なるべきを以てある。然るに納税又は財産上の制度といふことになると、之は實に今日の時勢に適應せざる極めて不當なる制限である。何となれば今日にあつては財産の有無は最早人類教養の有無を分つ有力な標準ではないからである。尤も財産若くは納税上の制限が選舉權享有の必要條件となつた沿革については相當の理由がある。其譯は此制度の起源たる英國の國會と云ふものは、モト／＼租税を承諾し、豫算を討議する爲めの機關であつたからである。左れば初代の英國國會に在ては租税を納むるものでなければ議員となるの必要

がなかつたのである。而して今日の國會は最早昔とは丸で其の意味を一變して居るのだから、昔と同じ理由で以て仍然此納税資格を法律上に認むる事は勿論出來なくなつた。若し今日に於ても尙此資格制限を維持せんとせば、或は恒産なきものは恒心なしとか、又は此制限を設けされば浮浪の徒亦政權に與るの危險ありとか云ふ類の理窟を捏ねなければならぬ。けれども浮浪の徒の政權に與るの危險は、前に述べた通り、住所の制限によりて之を防ぐことを得べく、又一定の財産を標準として機械的に恒心有るものと之れ無きものとを分つことは事實不可能であるが故に、畢竟此種の制限は今日何等の意味が無くなつたものと云はざるを得ない。故に多少の制限を選舉權の範圍の上に加ふるの必要がありとしても、財産の有無を以て其標準とするの不當なるは今日は已に餘りに明白である。只然らば之に代りて如何なる標準を採りて制限の基礎とすべきやは極めて困難なる問題である。けれども今日の多數説に従へば制限を付すると云ふ其事自身が、已に漸く合

理的の根據を失ひつゝあるのである。

第二に選舉權を制限すべしと云ふ議論には、更に斯う云ふ理由を擧ぐるものもある。曰く選舉法の目的は一つには適任者を得るに在る。何人が適任者なるかは多數の能く決し得る所ではなくして、少數者のみよく之を知つて居る。故に選舉權を制限するは即ち此目的に協ふ所以であると。けれども此説は選舉權を極度に制限して、一代議士の選舉に與るもの、數を十人とか二十人とかに限るならば、或は正常といふ事も出来るが、現今の如く數千數萬の人が係はると云ふ場合に於ては、制限選舉も普通選舉も實は五十歩百歩なりと云はざるを得ない。故に特に制限選舉でなければ適才は得られないと云ふ實際上の根據あるのではない。それならば選舉人を非常に少數にすればよいかと云ふに、此場合は一見可なるが如くにして其實却つて所謂主客顛倒の形を馴致し、候補者が不正手段を以て選舉人の意思を籠絡するといふ弊を導き易い。現に選舉人の極めて少數なる例は之を間接選舉制度——人民が選舉人

を選び、選舉人が更に代議士を選ぶ制度——に見るが、此制度の實際上の經驗に徴する時は、亞米利加の大統領選舉の場合に於けるが如く、人民が餘りに政治に熱心なるが爲めに選舉人は全然人民の意思に左右せられ、以て間接選舉をして有名無實に終らしめて居るものもあるけれども、普魯西の下院議員の選舉に於ては、人民頗る冷淡なるの結果、少數なる選舉人の專横を來たし、爲めに議會に於ては特權階級の大跋扈を見て居るのである。要するに選舉人の數を制限する時は、或は專制者流の乗ずる所となり、或は腐敗手段の毒する所となり、孰れにしても良結果を社會に與ふことは無い。即ち請托、買収、脅迫等の不正手段は選舉權者の數少きに乘じて、盛に活躍するものである。斯くては選舉界の腐敗を來たし、更に議會の墮落を導くのみならず、代議士をして又公然選舉權者一般の利益に反せしむる事になる。以て憲政の進歩を阻礙すること頗る夥しい。此點より見ても選舉權は出来るだけ廣さに及ばねばならぬことは明白である。

選舉權が制限せられて居れば、議會は多くの場合に於て腐敗するか、少くとも特權階級の利用する所となる。かくては折角民本主義の要求に促かされて設けられた議會も、更に民本主義の用をなさぬこととなる。斯う云ふ理屈からして、各國に於ては一時盛に選舉權擴張論が唱へられたのであつた。彼等は初め憲法の制定、民選議院の設立、この二者に由つて民本主義の要求は十分に之を満足せしめ得べしと考へた。けれども暫くして實際の經驗は彼等に教ふるに、彼等の要求は民選議院の設立其ものによつては直に満足せしめられるにあらずして、民選議院が如何様に構成せらるるかに由つて初めて達せらるべきものなることを以てした。初め彼等は民選議院の空名を得るに急にして、實質的組織の問題は深く之を問はなかつたのであるが、議院設立後の暫くの經驗の結果、再び聲を新たに、議會改造の必要を叫ばざるを得ざることとなつたのである。蓋し憲法政治創始當時に於ける民選議院は、多くの國に於て其構成は頗る平民的ではなかつた。

殊に歐洲諸國に於ては、民衆の勢力に迫られて憲法の制定發布を見たものではあるけれども、歴史的の特權階級の情力も亦陰然として一大潛勢力を有し、憲法は則ち斯の二大勢力の妥協の結果として發生したのであるから、議會構成の上にも反動的勢力は多大の利便を留め、若しくは少くとも彼等は此處に民本主義の充分なる發現を妨ぐることを得た。即ち制限選舉制度の如き、一面に於て慥に特權階級の民衆的勢力に對する一防波堤である。之あるが爲めに民本主義の要求は議會に於て十分に之を貫徹することを得ないのである。選舉權に對する制限の、憲法創設當時如何に高かつたかは、佛蘭西の憲法史に明白である。革命後の第一の憲法（一七九一年）は、財産的制限としては、僅に三日間の勞働に均しき丈の直接税を納むるものと云ふ極めて輕微なる制限に止めたけれども、一面に於ては間接選舉であつた。第二の憲法（一七九三年）は初めて普通選舉で且直接主義を認めたけれども、之は實行せられなかつたのみならず、其の普通選舉主義を採つたのも、

天賦人權の空論に基いたものであつて、社會の現實な要求に根柢したものではなかつた。故に第三の憲法（一七九五年）では再び間接選舉で、小額の納稅資格を認むるといふ昔の制限制度に復つた。斯くて革命當初は、財産上の制限は表面割合に輕かつたけれども間接選舉制になると又年齢の制限が頗る高かつたので、畢竟實際の制限は相當に高いものであつた。然るに一八四年の王政復古の憲法に至つては、著るしく反動的分子を加へ、選舉權享有の納稅資格は、三百法以上、被選舉權の方は千法以上と云ふ途方もない高いものとなつた。後年多少の低減を見なければ、其の制限の高き、有權者は僅かに千分の三を算へ、一八三〇年の七月革命の結果、更に財産的制限を二百法に下げても、尙有權者の數は人口總數の千分の六に過ぎなかつた。今日世界に於て最も制限の高き我國の現制に比して尙五十分の一である。斯う云ふ形勢であつたから、佛國の民衆は間もなく制限の徹廢を要求して大に反動的勢力と爭ふたのである。而して此の運動は一八四八年の

二月革命に於て漸く其目的を達した。これより佛蘭西は普通選舉制を取り、以て今日に到つて居る。

擬て制限の徹廢に因りて、議會を改造すべしとの要求は、此と同じ理由で以て、佛國以外にも當時盛に唱へられたのである。而して今や佛國の普通選舉制の獲得に成功せるを見るに及んで、各國もだん／＼之に倣ふやうになつた。斯くして今日では此制は世界各國に普く採用せられて居る。或は少くともだん／＼採用せられんとするの傾向に進んで居る。歐洲に於て比較的重き制限を今仍ほ保有するものは洪牙利であるが、然し洪牙利が普通選舉制を布かないのは、人種關係の上から已むを得ない點もある。洪牙利の政治的中心勢力は所謂洪牙利人にある。而して洪牙利人は全人口の中に於ては半數に足りない。而かも尙議會に於て多數を占めて居るのは、制限選舉制の結果である。若し普通選舉制を布けば洪牙利人の政治的優勢は大に動搖せられるの恐がある。こゝに於て現在の政府黨は、極力普通選舉論に反對して居るのである。それでも時勢の

進運に促がされて、洪牙利も近き將來に於ては普通選舉制にならねばならぬ勢に迫られて居つたのである。

洪牙利を外にしては英國と和蘭が多少の制限を附して

ゐる。けれども非常に輕微なる制限にして殆んど云ふ

に足りない。獨逸國內の諸邦の中には、今日尙制限を

有するものが多いけれども、最近バーデン（一九〇四

年）ウイルテンブルグ（一九〇六年）は既に普通選舉制

を採り、バイエルン、ヘッセンも大いに制限を低下し

た。只普魯西が今尙六十餘年前の舊法を墨守して三級

制度、間接主義を革めざるを最も著るしい例外とすべ

きである。尤も之には實は相當の理由がある。煩はし

ければ今は述べぬ。かくて世界の文明國は殆んど皆大

體普通選舉制を採用してしまつたと見てよい。故に今

日東西の文明國中、比較的重き制限を附するものとし

ては、僅かに露西亞と我日本とを算ふべきである。他

の一般文明國に於ては、普通選舉制を採用すべきや否

やは、業に過去の問題にして、今日の政論には上らな

い。我國に於ても近時だんく選舉權擴張論は盛にな

つて來たが、然し普通選舉論の流行を見るまでには、未だ大部時が掛るやうだ。先般大隈内閣が十圓の制限を低下して五圓となすといふ姑息の案を提唱した時です

ら、一部の政界に激しき反對があつた位であるから、

普通選舉の實現を見るは何の日にあるか、前途遼遠の

感なきを得ない。我國の多數の識者の間には實に不

思議な程普通選舉制度に對する誤解と反感とが激しい。

尤も此制度は初めは主として社會主義者の一派に依つ

て唱へられたのであつた。之が偶々誤解を招く所以と

なつたのであらう。上流社會が此制度を喜ばないのは

無理もないとして、一般社會までが此制度を中心から

歡迎しないのは極めて不思議な現象である。尤も普通

選舉制度の採用の案は、明治四十四年第廿七議會に於

て一度衆議院を通過した事はある。而して當時傳ふる

者は曰く、衆議院では貴族院の必ずや之を否決すべき

ことを確信して之を通過したのであると。果して貴族

院は大多數を以て之を斥けたのであつた。然れども此

點の誤解を解いて、我々が中心から普通選舉制の採用

に、あらずんば憲政の圓滿なる進行を見る能はざる所以を納得し、又之を深く國民一般に徹底せしむるでなければ、我國憲政の前途は實に暗澹たるものである。今日選舉權を制限して居る結果として、我國の有權者の總人口に對する割合は、僅に百分の三に過ぎない。昨年三月の總選舉の際に現在せる有權者數は、百五十四萬四千七百二十五人に過ぎなかつた。之を那威の三割三分を超え、北米合衆國の二割九分を超え、佛國の二割七分強、白耳義の二割三分、伊太利及び獨逸の二割二分、更に多少の制限を有する英吉利の一割八分、和蘭の一割三分なるに比すれば非常の逕庭である。洪牙利と雖も六分五厘を超え、我國の二倍以上である。斯ういふ風に選舉權を制限して居れば、前に述べたやうに、主客顛倒の弊に陷るの危険あるは勿論の事、選舉權は國民の公權なりといふ實が舉らない。少くとも國民の心頭に、國民の神聖なる權利として選舉を苟且にすべからざるの念慮を起さしむることが出来ない。小學校や中學校の教師に、立憲思想の養成に努めよと

言つたとて、彼等自身は無論、彼等の親族故舊に選舉權を有して居る者が少なければ、親身に其權利の尊ぶべき所以を味ふ事が出来まい。聞く者も亦同様である。自分の父兄、自分の親族やが恰く之を有つて居ればこそ、話を聞いても親しみがある。さうでなければ、選舉の話の聞いても自分とは風馬牛相關せざる閑談として受取るの外はない。

斯くの如く選舉權の擴張は、取締法の嚴重なる勵行と共に、我國に於て焦眉の急務とする所である。之を諸國の歴史に見ても、選舉界の廓清は多く此二事によつて成し遂げられた。此二事を疎かにしては、如何に選舉道德を鼓吹して民間の良心を鞭撻しても、憲政の理想は之を實現するに由なきものである。兎に角選舉權擴張論は、我々の最も眞面目に研究すべき問題にして、又我々は今後最も熱心に之を唱道せなければならぬ。世間に誤解があるだけ、我々は一方には識者の反省を求め、又他方には政界の迷夢を開き、以て近き將來に於て之が實施を見んことに努力せねばならぬ。

選舉法問題は、今日何處の國でも、憲政改善を説く議論の中心になつて居る。けれども選舉權の擴張といふことは已に解決を見たので、西歐各國の問題は更に一步二歩先へ進んで居るのである。露西亞とプロシアとは、今尙我國と同一程度にあるけれども、他の國は最近一九〇七年、奧地利が普通選舉制を採用し、一九一二年、伊太利が亦之を採用したるを最後として、大抵解決がついた。而して今は同じく選舉法問題を論争して居るとはいへ、普通選舉制度の精神を更に能く徹底せしむる爲めの議論である。此事は直接我國の憲政論の上に關係はないやうであるけれども、我國に於ける憲政の重要問題を西洋のそれに比して如何に遅れて居るかを明かにする爲めに、簡單に之を説かう。即ち西洋では普通選舉制は已に普ねく之を採用した。更に飽くまで其精神を貫かうといふ趣意から新に二種の問題を起して居るのである。一つは純正なる普通選舉主義の要求で、他は選舉區分配改造の要求である。第一の方は假令國民全般に選舉權を與へても、財産教育等

の標準によつて、一部少數の階級に二票、三票を與へては、名は普通選舉制でも其實制限選舉制と何等其効果を異にしないといふのである。即ち白耳義では財産教育ある者に、一定の標準により或は二票、或は三票の投票權を與へて居る。英吉利でも財産を二箇所で有つて居るものは、其兩選舉區に於て投票する事が出来る制度になつて居る。之が偶々特權階級の利益の擁護に利用さるゝから、民本主義の精神の上から見て其當を得たるものではないといふのである。複數投票主義の廢止が、多年英國自由黨の宿論であり、又白耳義の社會黨自由黨の共同の主張であることは、我々の知るところである。殊に白耳義に於ては之が爲めに保守黨の政府と衝突をして、屢々大ストライキの勃發なども見たことがある。第二は選舉區の分配を三十年も四十年も昔のまゝにして置いては時勢の變に伴ふ人口の移動に適應しなくなるといふのである。時勢の進歩は田舎の人口を減じて都會に之を集中せしむる。而して田舎は即ち保守的思想の確實に維持せらるゝ處、都會は即

ち過激なる進歩思想の横溢する處である。故に理論は兎も角として、保守黨は舊制を維持するを利益とし、進歩派は人口の移動に従つて選舉區の分配を改造する事を利益とする。斯ういふ點からして獨逸帝國に於ては、政府と在野進歩派との間に多年選舉區の分配改造に關する爭がある。獨逸今日の選舉法は一八六七年の人口調査を基礎として居る。其當時の人口は三千九百七十萬、そこで人口十萬人について代議士一人の割合として議員定數を三百九十七人とした。然るに最近の調査によれば、人口の全數は増して六千五百萬に達し、其増殖の割合は都會に多く田舎に少い。一八六七年の當時は、人口十萬以上の都會の人口は、全體の人口の一割五分六厘であつたが、現今は二割一分四厘となつて居る。現に伯林の如きは人口三百萬に達するのに、五十年前の調査を本として、僅かに六人の議員を出して居るのみである。故に進歩派から見れば、若しも選舉區の分配を適當に改むるならば、自分達の黨派の議員の數が、更に著しく増すといふ見込がある。其實益

の點は暫らく措いて、斯くする事が正當であると主張して此問題を争つて居る。只獨逸政府では、議會に於ける形勢が一變して進歩派が勝利を占むる様では、今日の軍國主義の維持が餘程危くなるから極力此要求には反抗して居る。以上二つの問題は共に皆普通選舉制の精神を尙一層徹底的に貫かんとするに在るので、今頃遡つて普通選舉制を採用すべきや否やを論じて居る様な國は殆んどない。之によつて見ても我國は遙に彼等に遅れて居ると見なければならぬ。 モ

尙終りに序を以て一言したきは、今日歐洲に於ては選舉法問題に關し、大選舉區とすべきや否や、比例代表主義を取るべきや否やの點も盛んに論ぜられて居ることである。最近此問題の八釜しいのは佛蘭西である。比例代表主義は已に白耳義に於て頗る完全に行はれて居る。此兩者の研究は頗る興味ある問題に屬するけれども、今直接の關係がないから茲には之を説かぬ。只英吉利の如き政黨内閣の發達したる國に於ては、此等の説は殆んど問題にされて居ない。なぜなれば大選

舉區制、比例代表制の如きは、共に少數黨に代表の機會を與ふるもので、爲めに即ち二大政黨對立の傾向を紛更するからである。英國の政客は議院多數黨を以て內閣を組織するの主義を金科玉條として居る。此制度の完全なる運用には二大政黨の對立を必要條件とする。故に此大勢を妨ぐるところの制度は他に如何なる理由あるに拘らず、英國に於ては殆んど識者の省みるところとならない。殊に比例代表論の採用については、一部の政客の間に熱心に之を希望するものあり、團體を集め私財を投じて熱心に其主義の弘布に努めて居る者もあるけれども、今日までのところ更に政治上實際の勢力とはならない。

議會と政府との關係

此關係も亦前の人民と議員との關係の如く、主客順當の地位に之を置く事が肝腎である。蓋し直接に政權の運用に與るものは政府である。其政府を議會が監督する事によつて、初めて政治は公明正大なることを得

る。然るに政府は實權を握つて居る者なるが故に、動もすれば其地位を利用して議員を操縱籠絡し、以て本來其監督を受くべきものをば轉じて自分の意のままに願使せんとする。是に於ていろ／＼隱密の弊害が生ずる。所謂瀆職問題なるものは何時でも此間から發生するものである。而して瀆職問題は、普通政府側より千なり二千なりの金を議員に頒つといふ形に於てあらはるるものであるが、千とか二千とかの金を政府側が出したといふ其奥には、更にどれだけの罪惡が潜んで居るか解らない。故に議會が主で政府が従たるの關係を嚴重に維持するといふことは、憲政の健全なる運用の上に極めて必要である。

此點についても我々は、局に當る者の道德的良心を以て出来るだけ鋭敏ならしむることを根本的要件と爲すものであるが、然し一般の人民とは違つて、議員並びに政府當事者の如きは、孰れも國家のエリヌキの人才にして、普通の道德上の義務責任は十分に心得て居る人々である。之に政治道德を説くは宛も釋迦に說法

の嫌なきに非ざれども、それにも拘らず實際いゝく、の失態を生ずるのは、畢竟制度の罪ではあるまいか。即ち制度に缺陷あり、爲に誘惑に與ふるに乘ずるの機會を以てするが爲めではあるまいか。誘惑に襲はるれば餘程の立派な人でも過に陥り易い。故に悪い事の出來ないやうな風に初めから制度を決めて置くことが實に必要である。此點より見て我々は、第一には監督者たる議員の質をよくすることを焦眉の急務とし、其爲めには前段に述べた議員と人民との關係を正當の状態に置く事を最先の急要と認むるものである。此點に於て議會對人民の正當なる關係は、議會對政府の正當なる關係の前提條件といはねばならぬ。前者を整へずしては後者を論ずるは畢竟空論である。第二には議員と政府との間に動もすれば起り得べき政治的罪惡に對して、嚴重なる態度を取ることが必要である。不都合な議員がある時に、人民が十分之を監督し、再び之を代議士に出さないといふ事になれば、自然不心得の者もなくなる道理である。けれども、萬一穩密の手段を以

て誘ふ者あり、議員亦秘密の間に不正の利益を貪つて後に暴れるの恐れもないと信ずれば、こゝに不正行爲が行はれぬとも限らない。斯くして彼れは一時良心の命令に眼を掩ひ、徒らに政府の非政を助けて國民一般の利益を犠牲に供することになるかも知れぬ。斯くの如き不祥事の發生を避くる爲めには、不正の利益を受ける者にも、又之を與ふる者にも、嚴重なる態度を以て之に臨む必要がある。茲に嚴重なる態度といふのは、營に法律上嚴しき制裁を加ふるといふ許りの意味ではない。社會的に之を極力擯斥し、政治上に於ては再び起ち能はざる如き致命的打撃を與ふべしといふ意味である。良心に忠實にして節操を重んずることは政治家の生命である。不正の利益の爲めに意見を二三にするが如きは、政治家としては罪之より大なるはない。一體斯の如き事の我々の問題に上るのが、已に立憲國としては不思議な現象である。否寧ろ耻づべき現象である。苟も立憲政治の下に於ては、詰らない人間は初めから議員となるべきものではない。凡そ政治は本來極

めて高尚なる仕事である。従つて高き教養ある人士のみよく之を司り得べき仕事である。然らば政治家に對して人格の吟味をするが如きは之れ政治家を侮辱するものではないか。人格に疑問を置かるるが如き者は、初めから政治家としての取扱を受けないのが、西洋諸國の通例である。故に西洋では候補者の學識政見が專ら問題となるけれども、其人の人格を見ねばならぬといふ様な事は、先づ無いと云つてよいのである。人格の如何に依りて候補者の月旦を爲すべしといふ議論のあることが、實は決して誇るべき現象ではないのである。況んや世間一般の俗人の如く、全く候補者其人の人格をば顧みずして、只其撒き散らす金の高によつて投票すべきや否やを決すべしといふが如きは、實に淺ましき限りであるといはねばならぬ。斯ういふ状態であるから、議員の瀆職問題といふ様なものも頻繁に起るのである。社會の選良たるべき議員が其實萬人の儀表たるべき人格を備へず、従つて議員に屢々瀆職行爲を爲すものあるのは、恐らく我國特有の現象であら

う。如斯にしては到底我國に於て憲政の進歩を見る事は出来ない。之を防ぐには繰り返していふが如く、人民をして初め其選舉を誤らざらしめんことが必要であるが、又議員の其職を瀆すものに向つて最も峻嚴なる制裁を加ふることも極めて必要なのである。即ち其職を瀆す議員に向つては、獨り法律を以て嚴しく其罪を罰するのみならず、我々はまた輿論の力を以て彼等を政界から葬つて了ふの覺悟がなければならぬ。尙此點に關して予の更に深く世上の注意を乞はんとする點は、誘はるゝ者よりも誘ふ者の罪が一層大なりといふ點である。此事は本誌去年十一月號の内外時事評論中『收賄贈賄罪孰れか重き』といふ篇中にも大浦大浦子爵自身は初め自分の贈賄行爲の不正なる所以を全然悟らなかつたといふことである。彼はあの際若し勢の馳するまゝに任かして議會の解散を見るに至らば、是れ實に國家に非常な損害を及ぼすものである。而して僅々數萬の金を使ひ、數名の變節漢を作ること

によつて、議會解散の厄を避くる事を得たのは、是れ則ち此小罪惡によつて國家の大厄を救ふものなるが故に、自分は寧ろ國家の爲めに非常な貢獻をなしたものと自信して疑はなかつたといふことである。果して然らば子爵の心事や誠に諒とすべきものと雖も、其思想の頑迷固陋なる殆んど度すべからざるものがある

と云はねばならぬ。彼は議會解散によつて蒙る一時の物質的不利益を以て、政界腐敗の社會風教に及ぼす現在並びに將來の精神的大損害よりも遙かに大なりとする點に於て、厭くまで物質主義に中毒して居るかの如くに見える。我々は無論大浦子爵一個人には何等の恩怨がない。然しながら我が國立憲の健全なる發達の爲めには子爵の如き頑迷なる思想の存在を呪ふものであり、更に一步を進めて、之を受くる者よりも、之を與ふる子爵の如き考の者が、立憲政治には一番有害有毒であるとの理屈を一般に鼓吹したいと思ふ。若し夫れ大浦子爵を以て一點私腹を肥さず、不正の財を集めて其儘之を奉公の用の爲に散じたるものなりと爲し、此

點を捉へて茲に多少恕すべきものと論ずるが如きは、以ての外の僻論である。

議員と政府との關係については、前述の如く議員が政府の操縱するところとなるを妨げ得たとしても、さして議員が政府に對して正々堂々の争をなす場合に、政府は政府の權限を楯に取つて飽くまで議員の說に屈せざるを許す時は、是れ亦十分に議員をして政治監督の實をあげしむることは出来ない。議員の政府に對する道德的獨立を全うしたる上で、更に政府の非違を厭くまで糾し、十分に議員をして其監督の任に當らしむる爲には、政府をして議會に對し政治上の責に任せしむることが必要である。是に於て政治上所謂責任内閣の問題が起る。即ち政治上の制度若くは慣行として、責任内閣の主義が確立するにあらざれば、議會と政府との正當なる關係は、完全を得ない。従つて亦民本主義の要求も十分に貫徹せらるゝを得ないのである。

責任内閣なる制度に對してまた超然内閣といふ主義がある。之は議會の意思に超脱して内閣は全然絕對的

の責任を問ふやと云ふに、其方法は一にして足らない。最も單純な方法は彈劾の制度である。けれども段々此制度は實際に餘り行はれなくなり、今日は徒らに二三の憲法上に空名を存するに止ることとなつた。而して今日責任糾弾の爲に用ゐらるゝ普通の方法は議院内閣の制度である。従つて最近に於ては、大抵の國に於て、議會に多數を占むる政黨の領袖が政府を組織するといふ例になつて居る。此意味に於て今日の政府は概して政黨内閣である。而して内閣の椅子を占領して居る政黨は、或は一政黨なる事あり、或は數政黨の聯合なる事あるが、畢竟するに議會に過半數を制する政黨である。其政黨の領袖が政府を組織して居るのであるが、之等の領袖は時に多少の例外はあるが概していへば同時に議會の議員たることが多い。此點に於て今日の内閣はまた議院内閣であるともいへる。斯ういふ制度が一般に行はるれば、政府の責任は即ち彼が議會に依然として多數的信任を維持し得るや否やによつて糾弾される。若し多數的信任を失へば輒ち辭職して新たなる

多數派に其地位を譲らねばならぬ。此議院内閣制の運用が、責任内閣の主義を頗る巧妙に徹底せしめて居るのである。昔時に在ては政府は政府、議會は議會と、全然別物であつた。政府は即ち君側の功臣主として之を組織し、政黨にも、議會にも、何等の基礎を有せざるものであつた。如斯性質の政府であつたから議會の反對などでは容易に之を動かすことは出来なかつた。不信任投票は最も明白に議會の對政府反感を示すものであるけれども、斯んな事で政府はビクともしない。尤も議會と政府と睨み合つて居る當時に在つては、議會も輕卒に不信任の投票をせぬとも限らないから、之によつて輕々しく内閣を動かすといふ譯にも行かなかつたらう。そこで彈劾といふ制度が發達したのである。彈劾は即ち下院原告となり、上院之を裁判して、其結果下院の見るところを是なりとすれば内閣は更迭せねばならぬといふ制度である。而して此場合君主は更に他の功臣を以て内閣を組織せしむるが、彼は本來議會に何等の基礎を有せざるが故に、再び彈劾せらる

るを免れんが爲めには自ら議會の意思を尊重せざるを得ない事になる。従つて議會の意嚮は間接ではあるが政府を通じて行はれ得ることになる。斯ういふ意味で彈劾の制度も憲政運用の便法として認められて居たのである。然るに其後段々に政黨内閣の制度が流行するやうになつてからは此制度の實用がなくなつた。どうせ議會の意思を重んぜなければならぬものであるならば、議會に多數を占むる政黨の領袖を其儘擧げて政府に入れた方が捷徑である。議會に關係なき官僚が政府を組織するのでは何日何時議會の彈劾を受けるか判らぬ。随つて政府の恒久性を失ふの不便がある。そこで政黨内閣が段々に流行するやうになつたのである。斯うなつて見ると此方が彈劾の制よりも一層よく責任内閣の意義を徹底せしむるを得るので、今日では獨り此方法のみが流行する様になつた。

政黨内閣制は、甲内閣が倒れた時直ちに議會の新多數勢力を代表する乙後繼内閣が之に代るといふことによつて、其妙用を發揮する。然るに後繼内閣の組織は、

前内閣の倒れた際に於ける議會の多數的勢力といふものが明瞭に纏つて居れば、容易に出来るが、然らずんば少くとも一時は中々手古摺るものである。即ち二大政黨對立の國に於ては、此點はうまく行はれるが、小黨分立の國に於ては、甚だうまく行かないのである。小黨分立の國に於ては、一つの政黨で議會に過半数を占むるといふことは普通あり得ない。従つて議會の多數は二黨三黨の聯合によつて辛うじて纏まるを常とする。而して斯かる聯合は元と中々纏りにくさのみならず、又中途時々動搖するを避くる能はずして、爲めに内閣は動もすれば多數的基礎を失ひて屢々更迭せざるべからざるの悲運に遭遇する。而かも政變後の常として多數的勢力を作るべき新聯合は容易に纏らず、後繼内閣の組織出来るまでには毎時も幾多の波瀾曲折を経るの例にして、立憲政治の運用は爲めに大に停滯せしめらるる事になる。故に今日政黨内閣の制度は、責任内閣の主義を最もよく貫くものであるとはいへ、小黨分立の國に於ては實は十分に其妙用を發揮すること

を得ないのである。然り而して一國の政黨が二大黨派に岐るゝや否やは、國によつて同じからざるのみならず、もと之は勢の自ら決するところであつて一片の理論を以て人爲的に作り能はざるものである。今歐米諸國の實況を見るに、英米系統の國は大體二大黨派對立の形勢を呈して居る。尤も細かく言へば、英吉利に於ては自由黨・統一黨の歴史的二大黨派の外、アイラン・ド・國民黨及び労働黨がある。又合衆國に於ては、共和黨・民主黨の外に、一九一二年ルーズヴェルトの創設せる進歩黨がある。けれども亞米利加に於ては從來第三黨は屢々企てられて其度毎に不成功に終つた歴史があり、現にルーズヴェルトの此黨も今日は已に孤城落日の悲況にあるといふことだ。其外に社會黨もあるけれども之は殆んど無勢力と言つてよい。英吉利の愛蘭國民黨は、愛蘭の自治を目的とする特別の黨派にして、愛蘭の自治問題の決定と共に消滅すべき運命を有つて居るものである。労働黨は四十有餘名の黨員を有して自ら一勢力たるを失はざるも、今日自由黨と結ぶ事な

くしては獨立に何事もなし得ない。黨員中、自由黨の腰巾着たるに憤慨し、幹部に迫つて労働黨としての獨立の面目を發揮すべき事を訴ふるものもあるけれども、然し大勢は自由黨と深き同盟關係を持続することに満足して居る。故に英米の兩國は大勢に於て二大政黨對立の形勢に在りと言つて不都合は無い。英國各殖民地も亦同様である。従つて此等の國に於ては政黨内閣主義は極めて圓滿に行はれて居る。然るに他の歐羅巴諸國に在つては一として小黨分立の國ならざるものはない。之れ何によつて然るやと云ふに、或は人種の複雑、或は建國當初以來各地方の反目、其他種々雑多の特別の歴史的沿革に基くのである。比較的此等の原因の少き佛蘭西と伊太利ですら政黨の數は八つ九つある。獨逸に至つては十四五を數へ、洪牙利は稍少なく十餘りを數ふるも、奧太利に至つては大小無慮五十を超える。此等の國に於ては、雷に政黨内閣が旨く行はれざるのみならず、時としては超然内閣の行はるるを許さねばならぬ場合すらあり、少くとも小黨分立

して相容れざるの結果、議會に交渉なき官僚一派の機に乗じて政權を掌握するの特例を開くこと亦決して稀でない。幸に必ず政黨を以て内閣を組織するの慣例による者と雖も、其内閣の壽命は極めて短くして而かも後繼内閣の詮衡には毎時でも多大の困難を感ずるのである。獨逸の憲法學者ロエニング博士は嘗て曰つた、佛蘭西の内閣の平均の壽命は七ヶ月で、伊太利は十一ヶ月半也と。(同氏著「十九世紀に於ける代議政體」)。佛蘭西は第三共和國初つて以來今日に至るまで年を閲する事四十五年、其間内閣更迭を見たこと最近の改造までを數へて五十一回に上る、十九世紀では平均七ヶ月であつたから廿世紀に入つて幾何か長くなつたのであるけれども、然し一千九百十三年二月現大統領ポアンカレの就任以後のみを數ふると、ブリアン内閣は二月より三月に亘る一ヶ月、バルツ内閣は三月より十二月に至る九ヶ月餘り、ドュメルク内閣は十二月より翌年六月に至る半ヶ年。リボ内閣は成立の翌日不信任投票によりて倒れ壽命僅かに一日。之に次いで

ヴァイヴァニ内閣が出来た。六月成立して間もなく戦亂となり、八月改造して舉國一致内閣を組織し、昨年の十月末に及んだ。目下はブリアン再び總理となつて居る。以上の例を以ても佛國內閣の更迭極めて頻繁なるを見るべきである。嘗に更迭の頻繁な許りではない。内閣が倒れた後の始末がまた大變の骨折りだ。此場合通例大統領は即刻上下兩院議長を官邸に呼んで後繼内閣の組織を相談する。何人を總理とすれば何人と何人となを内閣に網羅する事を得て以て議會の過半数を制し得べきかにつき、苦心慘憺して協議を凝らすのである。而かも幸に之と眼差す人の承諾を得ればよし、偶々其承諾を得ねば五日も六日も長く相談に時を費すのである。斯の如き次第であるから政黨内閣制が責任内閣の主義を貫く爲めに極めて適當なりと定つても、小黨分立では其實際の効績は半ば殺がれると見なければならぬ。換言すれば政黨内閣制の妙用を發揮するには、是非とも二大政黨對立の勢を馴致する事が必要である。而かも二大政黨は勢の決する所にして一應の議

論のよく之を左右し得る所ではない。故に果して政黨内閣制の旨く行はれるものか否かは國に依つて必ずしも同一ではないのである。是に於て問題は起る。我が日本に果して政黨政治は旨く行はれ得るや否やと此問題に就て予は同じく「現代の政治」中に特別の一篇を設けて精しく愚見を披瀝して居る（同書一八三—二一六頁）。此小論文に於て、予は第一に政黨政治の理論上善いものか惡いものかを決定し、又理論上善いものとしても事實日本に於て可能なりや否や、即ち我國に於ける政黨關係の趨勢は二大政黨に自ら岐るゝものなりや否やを解明し、結局其可能なる所以を斷定した。尙可能なりとしても日本の國法上之を許すを得るや否やの疑問もあるので、更に進んで其問題に解決を與へ、次に政黨政治の實行は日本の現狀に照して利益ある所以を説き、且我國の政黨關係の趨勢は近き將來に於て政黨政治の圓滿なる實行を見るに至るべき見込ある所以を論じ、最後に政黨政治の行はれざるによつて蒙る不便、又其れが行はるゝによりて得べき利益を擧げて

全篇を結んだ。此論點からして予は日本に於ける憲政の進歩發達を計る上から、二大政黨對立の自然的傾向を助長すべく、之を妨ぐる原因あらば極力之を排除すべき所以を天下に訴へんと欲するものである。殊に一部の政客中に些々たる感情に提へられて故らに異を樹て、所謂小異を捨て、大同に合するの雅量を缺く、十年苦節を守るなどゝの美名に隠れて政界の拗ね者たるに終る者の少からざるを遺憾とするものである。政客に雅量の乏しきは當今我國の一大憂患である。

以上予は憲政の圓滿なる發達の爲には責任内閣制度の徹底的に行はるゝを必要とする所以を説いた。然しながら此點は西洋では實は夙の昔に解決が出來て、今日は殆んど問題となつて居ないのである。今日このんな事が問題となつて居る處ありとすれば、是れ偶々憲政の發達頗る後れて居るを示すものである。只例外として此種の問題は露西亞と獨逸とに於て唱へられて居るのみである。露西亞に此問題のあるのは、同國が歐羅巴に於ける最後の立憲國として、日露戰爭後民間

の要求に迫られて厭や／＼ながら頗る專制的なる憲法を發布したと云ふ事情に徴して明白であらう。獨逸帝國に至つては立國の事情から行政權の絶對的獨立を主張するの必要があつて然るものである。獨逸は元來は普魯西の武力を以て起り、又現に普魯西の武力を以て統一を維持する所の國柄である。内部に於て普魯西に反感を有つて居る諸邦少なからざるのみならず、又所在に歴史的理由に依りて獨逸政府の強大を喜ばざるもの、例へばアルサス・ローレン人、波蘭人、シユレシウィツヒユ・ホルスタイン人、ハノーヴァー人の如きがある。其外少からざる勢力を占むる天主教徒と社會主義者とは亦熱心に普魯西を中心としての獨逸國力の發展膨脹を快とせない。而して此等の本來不統一なる諸要素を纏めて強大なる一國家を作るには、行政權に餘程絶大なる權力を與ふる事が必要である、のみならず、尙行政權に永續性を持たしめねばならぬ。而して特別の理由に基き普通選舉制によつて組織する事となつた帝國議會が、前記各種各様の意見の代表者である以

上、行政當局者をして輕々しく議會の左右する所とならしめては、獨逸帝國の基礎が甚だ險脊である。従つて獨逸帝國では帝國宰相の責任については憲法第十七條の二項に於て「皇帝ノ命令及ヒ處分ハ帝國ノ名ニ於テ發セラレ、帝國宰相ノ副署ニヨツテ其効力ヲ生ス。帝國宰相ハ之ニヨツテ責任ヲ負フ。」と定むるに止り、何等其責任を糾すの細目の規定を缺いて居る。従つて帝國宰相は専ら皇帝の信任によつて進退し、全然議會の勢力の外にある。尙序に申すが、獨逸では我國などのやうな政府と云ふものはない。行政權の首腦は皇帝にして、皇帝の下に所謂帝國宰相あり、行政全般の實際の當局者として、すべての事務を法律上一身の責任を以て取扱つて居る。故に表向き我國のいはゞ國務大臣に當る如きものは獨逸では帝國宰相一人である。従つて彼は帝國宰相にして兼外務大臣と云ふ公の稱號を有つて居る。彼の下に別に外務大臣、内務大臣、陸海軍兩大臣、殖民大臣等があれども、之は帝國宰相の取扱ふ各種の事務の役所の主任と云ふ性質の者に過ぎな

い。此等のものが集つて帝國宰相を總理大臣とする内閣を組織するのではない。帝國宰相は此等の大臣と連帶して其責に任ずるのでは勿論ない。故に我々の云ふ責任内閣に當るものは、獨逸では帝國宰相の責任といふ問題になる。而して此帝國宰相は、事實上皇帝の信任にのみ依頼し、議會の勢力の外に超然として居るから、壽命も亦從つて甚だ長い。佛蘭西に比して恰も正反對である。何となれば建國以來佛蘭西と同様四十五年の星霜の間、宰相の職はビスマルクに始まりて之をカプリザイに傳へ、ホーヘンローヘ公よりビュローロ公を経て今日のビートマン・ホルウエツグに至るまで、僅かに五代を數ふるに過ぎないからである。それでも從來は未だ議會から不信任の決議をされたと云ふ事かなかつた。實は議會でも屢々政府と衝突したのであつたが、獨逸は四面強敵に圍まれて居る國柄丈け、政客は皆徒らに内紛を事とするの不利益を知つて居るから、大抵の問題については或は讓歩し或は妥協するのであつた。只一昨年に至つて初めて現宰相に對し議

會は明白に不信任の投票をした。而かも一度は波蘭問題について、一度は有名なるツアーベルン事件について。即ち同一年間に前後二回不信任の投票をしたのである。獨逸の宰相はかくてもカイゼルの御信任を口實として依然其職に留まるや否や、世間は非常の興味を以て之を見たのであつたが、ビートマン・ホルウエツグは議會の不信任に屈して其職を退くやうな事は斷然しないと云ふ態度を固執して、こゝに初めて獨逸の超然主義を明白に決定された。斯くの如くして、獨逸は今日獨り例外として超然主義を執つて居る。けれども之は超然主義を可とするの理論上の確信に基いたと見るべきものではなくして、實は獨逸立國の特別な事情に基く己むを得ざるに出でたものである。されば斯くの如き特別の事情のない諸國に於ては、今日一として超然主義を執るものはないのである。

此點について我國の狀況は如何といふに、予の見る所では大體適當なる進路を取つて居ると思ふ。責任内閣の制度が十分に貫かれて居るとは云へないにして

も、今日議會の不信任投票は必ず内閣の總辭職を結果せねばならぬと云ふ確信は凡ての人に懷かれて居るやうだ。さればこそ不信任投票のいよ／＼行はれんとするを見るや、政府は常に事前に議會を解散すると云ふ例になつて居る。明治十八年十二月、時の伊藤伯を首班として初めて今日の内閣制度が出来てより、内閣の更迭を見る事前後約二十回に及ぶが、大多數は皆議會との衝突の結果である。其初め超然内閣主義を主張して居つた時ですら、議會の反對に逢つては其地位を保持する事は出来なかつた。當時我國の超然内閣と云ふ意味は、議會に代表者を有する政黨より超然として居ると云ふ意味で、議會の決議より超然として居ると云ふ意味ではなかつたらしい。三十年代の半ば過ぎより桂、西園寺互に交代して政權を握るの慣例を開いてから、今日では、十分政黨内閣の主義が貫かれないまでも、而かも議會の多數的勢力と何等かの形に於て結托せずしては、何人と雖も内閣に立つ事が出来ないといふ形勢に立ち至つて居る。我々は益々此形勢を助長し

發達せしめて、政黨政治の更に完全なる實行を見んことを期すべきである。此立場より觀察して予輩は、時々唱へらるゝ舉國一致内閣とか、又時々一部の策士によつて夢想せらるゝ人才内閣とかの如きは、假令之によつて一時好結果を奏することあるべしとしても、憲政の進歩を計る上からは斷然之を排斥せねばならぬと信ずる。故に我々は今日此方面に於て尙大に奮闘し且大に論争せねばならぬのである。斯くして一部頑迷の見を打破撲滅するは、議會をして十分に政府を監督せしめ、以て政界の中心勢力たるの實を擧げしむる爲めに、極めて必要であると信ずるものである。

議會が政界の中心勢力たることは憲政の運用上極めて必要である。此の爲めに我々は責任内閣主義を説いたのであるが、西洋では更に一步を進めて居る所がある。即ち一二の國では、議會殊に民選議院を政界の中心勢力たらしむる爲には、政府は最早有力な障礙物ではない。今日仍ほ多少でも民選議院の政治的優越を妨ぐるものありとすれば、それは上院である。そこで最近

この上下兩院の關係の上に、下院の優越的地位を確定せんとするの說が現はれて來た。例へば上下兩院、各々其見る所を異にし、兩々相對峙して下らない場合には、如何にして之より生ずる難關を切り抜けんとするかの問題が起るが、之は固より未決のまゝに放任して置く譯には行かぬ。而かも之を上院の勝利に歸しては民本主義の要求が貫徹しないから、茲に漸く此種の問題に付ては結局下院の勝利に解決するの外はあるまいといふ考が起つて來たのである。尤も斯くては折角上院を設けた趣意に背くやうにも見える。けれども上院をして下院の決議に對し更に文句を言はしむる所以のものは、元と下院によりて代表せらるゝ民衆の智見が未だ十分に發達して居ないと云ふ前提に基くのであつた。然るに今日は民衆の發達頗る高いものがある。従つて上院の制肘を排して下院の優越を認むるも、事實の上に亦甚しき不都合はないといへる。斯う云ふ點から、下院の優越を制度の上に認むるの案も亦、特に民衆の發達の著しい國に於ては、一面是認せらるるの理

由もあるのである。但し此點を制度の上に解決した國は今日まだ極めて尠ない。其主なる者は英國と濠洲とである。他の國では事實上、上下兩院衝突して相譲らざる場合には緊急勅令とか臨時緊急の行政處分等の方法により一時を糊塗して居るが、然し常に此方法に依頼しては行政權の專横を促すの恐あるが故に、結局は議會其れ自身をして之を解決せしむる方が好いのである。従つて將來は上下兩院の優越關係の問題は諸國に於て盛に唱へらるゝ事と想はるゝ。今日の所は英國と濠洲とに之を見るのみであるけれども、近き將來に於ては多分米國が此制を採るに至るならんと考へられる。米國では一九一三年頃より此事は既に政界の具體的問題となつて居る。單に一片の理論としてならば、此説は既に久しく歐洲諸國に於ても唱へられて居つたのである。

上下兩院の衝突の解決法として英・濠兩國の採る所の方法は同一でない。濠洲の方は飽くまで上下兩院對等の原則を害はずして解決法を立てゝ居るが、英國の

方は上院の権限を制限し強いて之を下院の決定に服従せしむる事によつて、問題を解決せんとして居る。尙詳しく云へば

一、一九〇〇年七月九日の濠州聯邦憲法は其第五十七條に於て、上下兩院の衝突を疏決する爲に二つの方法を設けて居る。(甲)は兩院を同時に解散して新議會をして改めて審議せしむる方法である。詳しくいへば、「下院ノ可決シタル法案ヲ上院ガ否決シ又ハ之ヲ可決セズ、若クハ上院ガ之ヲ修正シテ通過シタルニ下院其修正ニ同意セズ、且三ヶ月ノ期間ヲ經タル後下院再ビ同法案ヲ可決シ(同一會期中タルト次期會期タルトヲ問ハズ又先キニ上院ノ加ヘタル修正ヲ共ニ可決セルト否トヲ問ハズ)而シテ上院再ビ之ヲ否決シ又ハ之ヲ可決セザル場合、若クハ上院ガ更ニ之ニ修正ヲ加ヘ下院之ニ同意セザル場合」には、下院議員の任期満了前六ヶ月を除き、總督は何時にても「代議院ト元老院トヲ同時ニ解散スルヲ得」るのである(第五十七條第一項)。然し新議會に於て亦必しも兩院の議相衝突せずと限ら

ない。於是第二の方法が設けられた。(乙)即ち兩院を合同して討議票決せしむる方法である。詳しくいへば、「前項ノ解散ノ後下院ガ再ビ同法案ヲ可決シ(上院ノ加ヘタル修正ト共ニセルト否トニ論ナク)而シテ上院之ヲ否決シ又ハ之ヲ可決セザル場合、若クハ上院更ニ修正ヲ加ヘテ通過シ下院之ニ同意セザル場合」には、總督は上下兩院議員の合同集會を召集することが出来るのである(第五十七條第二項)。而して此場合には「各議員ハ同會議ニ於テハ下院ノ最終ノ提出案並ニ一院之ニ加ヘテ他院ノ同意セザリシ修正條項ニ就テ討議票決スルモノトス。修正條項ニシテ上下兩院議員全數ノ絶對多數ノ贊同ヲ得タル時ハ、之ヲ通過セルモノト見做ス。又提出法案(修正アルト否トヲ問ハズ)ニシテ同ジク上下兩院議員全數ノ過半数ノ贊同ヲ得タル時ハ、之ヲ以テ議會兩院ヲ適法ニ通過セルモノト見做シ」總督に提出して國王の裁可を求むべしとなつて居る(第五十七條第三項)。斯うなつて居れば上下兩院の衝突は結局に於て解決せられ、民選議院の意思は原則として

最後に圓滿なる貫徹を見ることが出来るのである。次に

二、非常な政界の大波瀾を捲き起し一九一一年八月十八日國王の裁可を得たる英國の所謂「議會法」は、一七一六年來の定期たりし下院議員の任期七年なりしを五年に改めたる外、上下兩院の衝突の解決の爲め次の如き新原則を定めた。(甲)、財政的法案に付ては、「閉會ニ先ツコト少クモ一ヶ月前ニ下院ヨリ回付ヲ受ケタル場合ニ於テ、若シ上院ガ閉會以前ニ其儘(修正ヲ加ヘズシテ)之ヲ可決セザル時ハ、該案ハ直ニ(上院ノ協賛ヲ要セズシテ)國王ノ裁可ヲ經テ」法律となる。而して財政的法案とは租税、國庫金の收入支出、及び之に附隨する事項に關する規定のみを包含する法案にして、其認定は下院議長の權限に在りとせられて居る。斯くて少くとも財政事項に付ては、上院の權限は有名無實に歸せしめられて居る。(乙)、財政以外の事項に關する法案に付ては、「下院ニ於テ各會期毎ニ之ヲ可決スルコト三度ニ及ビ、上院亦三度之ヲ否決シタル場合ニ

ハ、第三度目ノ否決ノ後、國王ノ裁可ヲ經テ法律トナル。但シ三會期ハ必ズシモ同一國會ノ繼續期間中タルコトヲ要セズ(總選舉によりて中斷せらるゝも妨けずとの意)ト雖モ、該案ノ最初ノ第二讀會結了時ト其最終ノ第三讀會結了時トハ少クトモ滿二ヶ年ニ亘ルヲ要ス」とある。是亦手續が多少複雑であるけれども、下院をして結局絶對的優勝の地位を占めしむるものたることは同一である。

以上英國の流儀と濠洲の流儀とを比較對照するに、第一に吾人は問題となる所の所謂兩院の衝突は、「下院の同意せる提案に對して上院が賛成を拒める場合」に限り、上院の提案を下院の拒める場合は始めより全然不問に附して居る點の兩者其符節を合して居る事に氣が付くのである。左れば所謂「兩院衝突の解決」とは、獨り上院の反對の爲に其遂行を阻止せられたる下院の意思に其實現の機會を與へんとするものに外ならぬ。下院の反對を受けたる上院の意思に至つては、永久に其實現の機會を與へられないのである。第二に吾

人は兩者取る所の解決の方法の大に異なるものあるに注意しなくてはならぬ。濠洲に在つては、解散に依つて上下兩院に對し一様に反省を求め、猶ほ議合はざる時は兩院合同集會するといふのであるから、表面上兩者を對等に取扱つて居る。尤も事實上は、合同會議に於て數量的優勝を占むる下院の意思が結局最後の勝利を制する事になるだらう。が然し稀に上院の議員が下院の反對派と結托して下院の多數黨を壓倒するといふ事も全く絶無ではない。之に反して英國に在つては、財政事項は初めより全く上院の容喙を許さず、其他の事項に付ても三會期に亘りて同一の案を討論するといふ複雑なる手續を盡し、其間に事實上反省、凝議、運動するの餘地を與ふるの外、結局に於ては下院の意思に絶對の價值を認め、全然上院の制抑を排斥して居る。上下兩院衝突の解決策として此兩主義の孰れが得策なりやは、政治上大に研究するを要する問題である。

英國主義と濠洲主義との利害得失の對比論は茲に之を精論するの違がない。只之に關連して、疑のない點

は、英國に於ては、國民の政治的訓練行き届き、且つ天下の英才俊髦は殆んど悉く下院に集つて居る實狀なるが故に、下院の決定に最終の權威を附與しても、差したる不都合はないといふ點である。下院の決定を更に上院に附議するのは些か屋上屋を架するの嫌ないでもない。然し斯かる國情なるが故に英國は英國主義を行ふに差支ないので、國情を同うせざる他國の輕卒に之を模倣するは固より宜しくない。此點から云へば、實際の案としては濠洲主義の方が寧ろ無難であらうかと考へる。

以上説く所に由つて觀ても、憲政運用上西洋の諸先進國が如何に民選議院を重ずるかを知らることが出来る。是れ畢竟憲政の本義は民本主義に在り、而して民本主義の徹底的實現は、前述べた各種の改革を前提として、結局下院をして政治的中心勢力たらしむるに在るからである。斯くて諸國の識者は如何にかして下院に與ふるに、制度上又事實上、上院や政府に對する優越的地位を以てせんとして非常に苦心して居るのであ

る。今や我國に於ては、責任内閣の意義漸を以て明白となりつゝあり。之れ甚だ喜ぶべしと雖も、民衆勢力の直接の代表たる下院の威望甚だ重からざるは、頗る之、遺憾とせざるを得ない。是れ蓋し一つには下院を構成する議員其人の識見品格未だ備はらざるが故である。制度の上で如何に下院を重んず可しと云つても、事實上凡庸薄徳の鈍物のみが集まるのでは、天下の威望は決して之に歸せないのである。人才之に集まらざるが故に、上院に對しても勢威を缺き、政府を組織せんとするに當つても、少くとも首相は之を外部に求めねばならぬと云ふ不體裁を演ずる。人才集まらざれば勢力歸せず、勢力歸せざれば自ら有爲の才を自家勢圏の外に逸する。斯くては因果相廻りて責任内閣の制度は十分に其妙用を發揮することが出来ないのである。今日の有様では如何に下院が威張つても駄目である。如何に下院を重ず可しとの説を叫んでも實際の勢力は之に具るまい。此點に於て我々は一方には大に議員諸士の自重奮勵を求め、又天下の國民に向つては、選舉

に其途を謬まらず且自家選出の代議士を直接間接に鞭撻して怠らざらんことを切望せざるを得ない。若し夫れ元老其他の高級政客に向つては、超然として高處し、徒らに下院を罵倒して民衆の代表的勢力を蔑視するの態度を執る事なく、彼等も亦國民として我々と同様に、國家の爲めに下院をして重からしむる所以の途に協力せられん事を希望せざるを得ない。

頁數超過の爲め、本號に掲載するを得ざりし、京都法科大學の佐々木惣一博士の『貴族院の權限の當、不當』と題する論文は、吉野博士の本論と共に憲政の本義に關する有益なる研究なり。乞ふ次號の出づるを待て。